

0001

2-1 建築基準法・総則 > 用語・適用・確認・検査 | 難易度：基礎

建築基準法の目的として、最も適切なものはどれか。

- ア．建築物の敷地・構造・設備・用途に関する最低基準を定め、生命・健康・財産の保護と公共の福祉の増進を図る。
- イ．建築設備士の免許制度のみを定める。
- ウ．建築物の意匠を全国一律に統一する。
- エ．建築工事の請負代金を一律に定める。

答え・解説

正答：ア

- ア：建築基準法第1条の目的である。設備も最低基準の対象に明記されている。
- イ：建築設備士の定義等は建築士法に関係し、建築基準法の目的はより広い。
- ウ：建築基準法は意匠の統一を目的とする法律ではない。
- エ：請負代金の統一は建築基準法の目的ではない。

総合解説：建築基準法は敷地・構造・設備・用途の「最低基準」を定める法律である。設備規定を学ぶ際も、この目的条文を基点にすると体系が整理しやすい。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0002

2-1 建築基準法・総則 > 用語・適用・確認・検査 | 難易度：基礎

建築基準法上の「建築物」に関する説明として、最も適切なものはどれか。

- ア．土地に定着していれば、道路や鉄道の線路施設をすべて建築物という。
- イ．一定の土地定着工作物に加え、その建築物に設ける建築設備も「建築物」に含まれる。
- ウ．門や塀は、建築物に附属していても建築物に含まれない。
- エ．屋根と柱又は壁がある工作物だけをいい、建築設備は含まれない。

答え・解説

正答：イ

- ア：法定義には除外される施設があるため、土地定着だけでは足りない。
- イ：建築基準法第2条の建築物の定義は、対象となる工作物だけでなく建築設備も含む。
- ウ：建築物に附属する門や塀も定義上含まれ得る。
- エ：法の定義では建築設備も建築物に含まれる。

総合解説：「建築物」の法定義は設備規定の適用範囲を考える基礎であり、建築設備を含む点が重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0003

2-1 建築基準法・総則 > 用語・適用・確認・検査 | 難易度：基礎

建築基準法上の「建築設備」に含まれるものとして、最も適切な組合せはどれか。

ア．机、椅子、可動式書棚などの家具だけ。

イ．建物から独立した自動車だけ。

ウ．電気、ガス、給水、排水、換気、暖房・冷房、消火・排煙、汚物処理、煙突、昇降機、避雷針などの設備。

エ．建築物の構造躯体だけ。

答え・解説

正答：ウ

ア：家具一般は建築基準法上の建築設備の定義そのものではない。

イ：自動車は建築設備の定義には含まれない。

ウ：建築基準法の建築設備の定義に掲げられる代表例である。

エ：構造躯体と建築設備は法上の概念が異なる。

総合解説：建築設備の法定義は、~~電気・給排水・空調・防災・昇降機等を横断する~~。建築設備士試験の法規ではこの範囲認識が基本になる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0004

2-1 建築基準法・総則 > 用語・適用・確認・検査 | 難易度：標準

建築基準法上の「大規模の修繕」の考え方として、最も適切なものはどれか。

ア．仕上材を一部補修するすべての工事をいう。

イ．建築設備の半分を交換すれば、必ず大規模の修繕になる。

ウ．建築物の床面積を1㎡でも増加させる工事をいう。

エ．主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいうため、建築設備だけの過半修繕はそれ自体では該当しない。

答え・解説

正答：エ

ア：「大規模」は主要構造部の一種以上について過半という要件がある。

イ：主要構造部の過半修繕が基準であり、設備数量の過半では判定しない。

ウ：床面積増加は増築の論点であり、大規模の修繕の定義ではない。

エ：大規模の修繕は主要構造部を基準とする定義であり、設備の過半修繕だけでは足りない。

総合解説：令和8年公式問題でも、建築設備について行う過半の修繕は大規模の修繕に該当しないという論点が出題されている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0005

2-1 建築基準法・総則 > 用語・適用・確認・検査 | 難易度：標準

建築基準法施行令上の「地階」に該当するための条件として、最も適切なものはどれか。

- ア．床が地盤面下にある、床面から地盤面までの高さが、その階の天井高さの3分の1以上であること。
- イ．天井の全てが地盤面下にある場合に限り地階になる。
- ウ．窓が一つもない階を地階という。
- エ．床が地盤面下に1cmでもあれば、天井高さに関係なく地階になる。

答え・解説

正答：ア

ア：施行令の地階の定義である。床が単に地盤面より低いだけでは足りない。

イ：全天井が地盤面下であることまでは要求されない。

ウ：無窓かどうかは地階の定義とは別の論点である。

エ：床面から地盤面までの高さ天井高さの比による要件がある。

総合解説：地階は位置関係と高さ比で定義される。地下設備室等の法規判断では、呼称ではなく法定義で確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0006

2-1 建築基準法・総則 > 用語・適用・確認・検査 | 難易度：標準

建築基準法令上の「避難階」の説明として、最も適切なものはどれか。

- ア．必ず建築物の1階だけをいう。
- イ．直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。
- ウ．非常用エレベーターが停止する最上階をいう。
- エ．屋上に避難広場がある階をいう。

答え・解説

正答：イ

ア：地形や計画により、1階以外が避難階となる場合もある。

イ：避難階は、直接地上へ通ずる出入口があるかで判断する。建築物によって複数の避難階があり得る。

ウ：非常用エレベーターの停止階と避難階の定義は別である。

エ：屋上避難の有無だけでは避難階の定義にならない。

総合解説：避難階は避難施設規定を読む基礎用語である。「1階」と固定せず、地上への直接出入口で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0007

2-1 建築基準法・総則 > 用語・適用・確認・検査 | 難易度：標準

確認申請の対象となる建築物の工事を行う場合、確認済証と工事着手の関係として原則正しいものはどれか。

- ア．建築主が希望した場合にだけ確認済証が必要となる。
- イ．工事完了後に確認済証を取得すればよい。
- ウ．必要な確認を受け、確認済証の交付を受けた後に工事に着手する。
- エ．施工者が法適合を自己確認すれば確認済証は不要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：確認の要否は法令上の対象要件で決まり、任意選択ではない。

イ：確認は原則として工事着手前の手続である。

ウ：確認制度では、対象工事について事前に法適合性を審査し、確認済証の交付後に着手するのが原則である。

エ：確認対象であれば所定の確認手続が必要である。

総合解説：建築確認は事前規制である。確認対象か、確認済証の交付時期、完了検査等を一連の手続として整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0008

2-1 建築基準法・総則 > 用語・適用・確認・検査 | 難易度：標準

中間検査の対象となる「特定工程」を含む工事について、原則として正しいものはどれか。

- ア．中間検査合格証は後工程の施工可否と無関係である。
- イ．特定工程の指定は施工者が自由に決める。
- ウ．中間検査は建築物完成後にだけ行う。
- エ．特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、指定された特定工程後の工程へ進んではならない。

答え・解説

正答：エ

ア：合格証の交付が後工程へ進むための法的条件となる。

イ：特定工程は法令・特定行政庁の指定に基づく。

ウ：中間検査は工事途中の特定工程を対象とする。

エ：中間検査制度では、特定工程の施工後に検査を受け、合格証の交付を受けるまで所定の後工程を施工できない。

総合解説：令和8年公式問題でも中間検査合格証と後工程の関係が問われている。設備の隠蔽工程等を含む工事管理でも重要な手続論点である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0009

2-1 建築基準法・総則 > 用語・適用・確認・検査 | 難易度：応用

建築基準法上の「設計者」に含まれる者として、最も適切なものはどれか。

ア．設備設計一級建築士の関与が必要な建築物について、設備関係規定への適合を確認した設備設計一級建築士。

イ．建築設備機器を納入したメーカー担当者は、納入だけで当然に設計者となる。

ウ．建築主は、発注ただけで常に設計者になる。

エ．完了検査を行った検査員は、その検査だけで設計者となる。

答え・解説

正答：ア

ア：建築士法第20条の3による設備設計の適合確認をした設備設計一級建築士は、建築基準法上の設計者に含まれる。

イ：機器納入のみで法上の設計者となるわけではない。

ウ：建築主であることと設計者であることは別の法的地位である。

エ：検査業務と設計者の定義は別である。

総合解説：建築設備士試験では建築基準法と建築士法を横断して設計者の範囲が問われる。設備設計一級建築士の「確認」は法適合性に責任を持つ重要な関与である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0010

2-1 建築基準法・総則 > 用語・適用・確認・検査 | 難易度：応用

建築基準法上の「建築主」の説明として、最も適切なものはどれか。

ア．建築物を将来使用する可能性がある全ての者をいう。

イ．建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者。

ウ．建築物を実際に施工する技能者だけをいう。

エ．建築確認を審査する行政職員をいう。

答え・解説

正答：イ

ア：使用者一般を建築主とする定義ではない。

イ：法上の建築主は、請負工事の注文者又は自ら工事をする者として定義される。

ウ：施工者と建築主は別概念である。

エ：審査者は建築主ではない。

総合解説：手続問題では「誰に義務が課されるか」を正確に区別する必要がある。建築主、設計者、工事監理者、工事施工者を混同しない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0011

2-1 建築基準法・総則 > 敷地・一般構造 | 難易度：基礎

建築物の敷地の衛生・安全に関する原則として、最も適切なものはどれか。

- ア．敷地の高さは建築基準法とは一切無関係である。
- イ．敷地内の雨水排水は建築物の安全に関係しないため考慮しない。
- ウ．敷地は、原則としてこれに接する道の境より高くし、地盤面は周囲より高くするなど、排水・湿潤防止に配慮する。
- エ．敷地は必ず周囲より低くして雨水を集める。

答え・解説

正答：ウ

ア：敷地の衛生・安全について法規定がある。

イ：排水は敷地安全・衛生の重要な論点である。

ウ：建築基準法の敷地の衛生・安全に関する規定は、排水や湿潤による衛生上・安全上の支障を防ぐことを目的とする。

エ：原則と逆で、排水上・衛生上の支障を生じやすい。

総合解説：設備計画では雨水排水や地下設備室の浸水対策とも関係する。敷地条件は設備計画と切り離せない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0012

2-1 建築基準法・総則 > 敷地・一般構造 | 難易度：基礎

崖崩れ等による危険がある敷地に建築物を建築する場合の考え方として、最も適切なものはどれか。

- ア．建築設備を設ければ、崖崩れ対策は不要である。
- イ．建物用途が事務所なら、崖崩れ対策は不要である。
- ウ．所有者が危険を承知していれば、法的な安全措置は不要である。
- エ．擁壁の設置その他、安全上必要な措置を講じる必要がある。

答え・解説

正答：エ

ア：設備の設置だけで敷地の地盤・崖の安全性は確保できない。

イ：用途だけで危険な敷地への安全措置が不要になるわけではない。

ウ：私人の承諾で公法上の安全基準を免れることはできない。

エ：敷地に崖崩れ等の危険がある場合、法令は安全確保のための措置を求める。

総合解説：敷地安全は建築物の基盤であり、設備室・受変電室・非常電源の配置計画でも地盤災害リスクを考慮する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0013

2-1 建築基準法・総則 > 敷地・一般構造 | 難易度：基礎

居室の天井高さに関する建築基準法施行令上の原則として、正しいものはどれか。

- ア．居室の天井高さは2.1m以上とし、高さが異なる部分がある場合は平均の高さによる。
- イ．天井高さは用途にかかわらず建築基準法の規定対象外である。
- ウ．居室の天井高さは一律1.8m以上でよい。
- エ．天井高さが異なる場合は、最も高い部分だけで判定する。

答え・解説

正答：ア

- ア：施行令に定める居室天井高さの原則である。
- イ：居室の一般構造として規定がある。
- ウ：法定の原則は2.1m以上である。
- エ：高さが異なる場合は平均の高さで判定する。

総合解説：空調吹出口やダクトによる下がり天井を計画する場合でも、居室の法定天井高さを確認する必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0014

2-1 建築基準法・総則 > 敷地・一般構造 | 難易度：標準

天井高さが部分的に異なる居室について、法令上の天井高さを判定する方法として適切なものはどれか。

- ア．最高部分の高さだけを用いる。〔甲案〕
- イ．各部分の高さを床面積で重み付けして求めた平均高さを用いる。〔乙候補〕
- ウ．入口直上の高さだけを用いる。〔丙パターン〕
- エ．最低部分の高さだけを用いる。〔丁比較値〕

答え・解説

正答：イ

- ア：法令は最高値だけで判定しない。
- イ：天井高さが異なる場合は平均高さで判定するため、面積を考慮して平均する。
- ウ：特定一点ではなく、居室全体の平均高さで判定する。
- エ：法令は平均高さによる。

総合解説：設備配管や梁型で天井レベルが変わる場合、単純な算術平均ではなく面積を考慮した平均高さで見るのが実務上のポイントである。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0015

2-1 建築基準法・総則 > 敷地・一般構造 | 難易度：標準

一般の居室に必要な自然換気用開口部の有効面積について、原則として正しいものはどれか。

- ア．床面積の100分の1以上であれば常に足りる。
- イ．床面積と無関係に 0.1m^2 あれば足りる。
- ウ．換気に有効な部分の面積を、その居室の床面積の20分の1以上とする。
- エ．窓が開閉できれば面積に関係なく足りる。

答え・解説

正答：ウ

ア：原則は20分の1以上である。

イ：必要面積は居室床面積との比で定められる。

ウ：建築基準法第28条第2項の原則である。所定の技術基準に適合する換気設備を設ける場合には例外がある。

エ：開閉の可否だけでなく換気に有効な面積要件がある。

総合解説：自然換気開口の1/20は基礎数値。機械換気を設ける場合の代替要件とセットで理解する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0016

2-1 建築基準法・総則 > 敷地・一般構造 | 難易度：標準

床面積 80m^2 の一般居室について、機械換気設備等による例外を用いず、自然換気用開口部だけで法の原則を満たす場合、必要な換気に有効な開口面積の下限はどれか。

- ア． 8.0m^2 （桁・倍率の扱いを変える・下限）
- イ． 0.8m^2 （桁・倍率の扱いを変える・面積）
- ウ． 2.0m^2 （比例係数の扱いを変える）
- エ． 4.0m^2 （定義式と与条件から算定）

答え・解説

正答：エ

ア：1/10であり、法の原則下限としては過大な値である。

イ：これは床面積の1/100であり、原則の1/20を満たさない。

ウ：これは床面積の1/40であり不足する。

エ： $80\text{m}^2 \times 1/20 = 4.0\text{m}^2$ である。

総合解説：法定比率は具体的な面積計算に落とし込めるようにする。対象が特殊建築物等の場合は別途機械換気義務等がかかるため、条件確認も必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0017

2-1 建築基準法・総則 > 敷地・一般構造 | 難易度：標準

集会場の主たる用途に供する居室の換気について、最も適切な説明はどれか。

- ア．窓面積が大きくても、法令上所定の換気設備を設ける必要がある場合がある。
- イ．集会場には換気に関する法令規定はない。
- ウ．換気設備は冷房設備と同義である。
- エ．窓が床面積の20分の1以上あれば、集会場では常に機械換気設備が不要である。

答え・解説

正答：ア

ア：建築基準法第28条第3項は、特殊建築物の一定の居室等について換気設備を要求する。令和8年公式問題でも集会場100㎡の居室が論点となった。

イ：集会場等の特殊建築物には換気設備規定がある。

ウ：換気設備は外気導入・排気等を行う設備であり、冷房設備と同義ではない。

エ：特殊建築物の一定の居室には自然換気開口とは別の換気設備規定が適用される。

総合解説：一般居室の1/20規定と、特殊建築物等の換気設備義務は別レイヤーで確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0018

2-1 建築基準法・総則 > 敷地・一般構造 | 難易度：標準

住宅の地階に居室を設ける場合の湿気対策に関する考え方として、最も適切なものはどれか。

- ア．換気扇を1台設ければ、その他の防湿措置は一切不要である。
- イ．地階の居室は、壁・床の防湿その他、政令で定める技術的基準に適合させる必要がある。
- ウ．地階の居室は、用途に関係なく常に禁止されている。
- エ．地階の湿気対策は建築基準法令の対象外である。

答え・解説

正答：イ

ア：換気設備だけで全ての地階居室基準を代替できるわけではない。

イ：地階の住宅等の居室には、湿気による衛生上の支障を防止するための技術的基準が設けられている。

ウ：所定の技術基準を満たせば地階に居室を設けられる。

エ：地階居室の衛生確保について法令上の技術基準がある。

総合解説：令和8年公式問題では、換気設備を設けても湿度調節設備が必ず必要という断定が誤りとされた。個別の技術基準を確認して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0019

2-1 建築基準法・総則 > 敷地・一般構造 | 難易度：応用

火を使用する設備又は器具を設けた調理室等の換気について、基本的な考え方として最も適切なものはどれか。

- ア．火気使用室の換気量は燃料消費量と無関係である。
- イ．窓が一つあれば、燃焼器具の種類にかかわらず換気設備は不要である。
- ウ．燃焼による廃ガス等を有効に排出できる換気設備を、法令の対象・例外を確認したうえで設ける。
- エ．排気は室内へ戻すほど安全である。

答え・解説

正答：ウ

ア：法令上、燃料消費量等を用いる換気量算定がある。

イ：火気使用設備では自然開口だけで免除されるとは限らない。

ウ：火気使用室では燃焼廃ガス等による衛生・安全上の支障を防ぐため、設備の種類に応じた換気規定がある。

エ：燃焼廃ガスを室内へ戻すことは安全確保の考え方に反する。

総合解説：調理室等では、密閉式燃焼器具等の例外や、換気量算定式などを条文・告示まで確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0020

2-1 建築基準法・総則 > 敷地・一般構造 | 難易度：応用

建築設備計画で一般構造規定を確認する理由として、最も適切なものはどれか。

- ア．一般構造規定は確認申請の対象にならない。
- イ．設備計画では建築基準法を確認せず、メーカー仕様だけ見ればよい。
- ウ．一般構造は構造設計者だけの問題で、設備設計には一切関係しない。
- エ．設備の納まりによって天井高さ、換気、地階の防湿、敷地排水などの法適合性に影響するため。

答え・解説

正答：エ

ア：確認審査では適用法令への適合が確認される。

イ：法令適合はメーカー仕様だけでは確保できない。

ウ：設備の配置・ダクト・配管・換気等は一般構造規定にも関係する。

エ：設備設計は設備単体の規定だけでなく、居室・敷地・一般構造に関する建築基準法令と相互に関係する。

総合解説：建築設備士には建築と設備の境界条件を扱う能力が求められる。法規を設備単体で切らず、建築計画との取り合いで考える。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0021

2-1 建築基準法・総則 > 構造・設備関係規定 | 難易度：基礎

建築基準法第32条が直接規定する建築設備はどれか。

- ア．電気設備
- イ．避雷設備
- ウ．昇降機
- エ．非常用の照明装置

答え・解説

正答：ア

ア：第32条は建築物の電気設備を、電気工作物に係る安全・防火の関係法令に従って設けることを定める。

イ：避雷設備は第33条の規定である。

ウ：昇降機は第34条の規定である。

エ：非常用照明は避難・消火関係の技術基準として第35条等に基づく。

総合解説：建築基準法の設備条文は第32条電気、第33条避雷、第34条昇降機と連続している。条文体系で覚えると整理しやすい。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0022

2-1 建築基準法・総則 > 構造・設備関係規定 | 難易度：基礎

高さ22mの建築物に避雷設備を計画する場合、建築基準法第33条の原則として正しいものはどれか。

- ア．避雷設備は消防法だけの規定で、建築基準法には規定がない。
- イ．高さ20mを超えるため、有効な避雷設備を設ける必要がある。ただし周囲の状況により安全上支障がない場合の例外がある。
- ウ．高さ30m以下なので避雷設備は一切不要である。
- エ．避雷設備は高さに関係なくすべての建築物に義務付けられる。

答え・解説

正答：イ

ア：建築基準法第33条に明文規定がある。

イ：第33条は高さ20mを超える建築物を対象に有効な避雷設備を要求する。

ウ：法定の基準高さは20m超である。

エ：第33条には高さ要件と例外がある。

総合解説：「20mをこえる」がポイントで、20mちょうどとの区別にも注意する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0023

2-1 建築基準法・総則 > 構造・設備関係規定 | 難易度：基礎

建築基準法第34条の昇降機に関する基本要求として、最も適切なものはどれか。

ア．昇降機は建築設備ではないため建築基準法の対象外である。

イ．昇降路には開口部を設けてはならない。

ウ．昇降機は安全な構造とし、昇降路の周壁・開口部は防火上支障がない構造とする。

エ．昇降機の構造は輸送能力だけを満たせばよく、防火は考慮しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：昇降機は建築設備の代表例である。

イ：出入口等の開口部は存在し得るが、防火・安全上の基準に適合させる。

ウ：第34条第1項の基本要求である。昇降機は機械的安全と防火の双方が対象となる。

エ：法は防火上支障がない昇降路構造も要求する。

総合解説：エレベーターの個別数値だけでなく、第34条の「安全」と「防火」の二本柱を押さえる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0024

2-1 建築基準法・総則 > 構造・設備関係規定 | 難易度：標準

非常用エレベーターの設置に関する建築基準法上の原則として、正しいものはどれか。

ア．高さ20mを超える全建築物に設ける。

イ．階数が2以上なら高さに関係なく設ける。

ウ．非常用エレベーターは任意設備であり法定設置義務はない。

エ．高さ31mを超える建築物には、政令で定める例外を除き、非常用エレベーターを設ける。

答え・解説

正答：エ

ア：20m超は避雷設備の原則的な高さ基準である。

イ：非常用エレベーターは高さ31m超が基本要件で、政令上の例外もある。

ウ：一定の高層建築物には法定設置義務がある。

エ：建築基準法第34条第2項の原則である。

総合解説：20m＝避雷設備、31m＝非常用エレベーターという基本数値を混同しない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0025

2-1 建築基準法・総則 > 構造・設備関係規定 | 難易度：標準

乗用エレベーターの昇降路出入口の床先と、かごの床先との水平距離の基準として正しいものはどれか。

- ア．4cm以下（設問対象の法令・基準を適用）〔甲案〕
- イ．20cm以下（法令上の別条件を当てはめる・法定・最大側の候補値を採用）〔乙候補〕
- ウ．8cm以下（法令上の別条件を当てはめる・法定・小さめ側の候補値を採用）〔丙パターン〕
- エ．12.5cm以下（距離との関係を別に扱う）〔丁比較値〕

答え・解説

正答：ア

ア：建築基準法施行令では、出入口の床先とかごの床先との水平距離を4cm以下とする。

イ：法定値を大幅に超える。

ウ：法定値より大きく、基準を満たさない。

エ：12.5cmは乗用・寝台用でかご床先と昇降路壁との距離に関する別基準である。

総合解説：エレベーターでは似た距離数値が複数ある。どの部分間の寸法かを正確に読み分ける。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0026

2-1 建築基準法・総則 > 構造・設備関係規定 | 難易度：標準

乗用・寝台用エレベーターのかごの天井高さについて、原則として正しいものはどれか。

- ア．1.8m以上（法令上の別条件を当てはめる・法定・小さめ側の候補値を採用）〔甲案〕
- イ．2m以上（設問対象の定義・条件を適用）〔乙候補〕
- ウ．2.5m以上（法令上の別条件を当てはめる・下限）〔丙パターン〕
- エ．1.5m以上（法令上の別条件を当てはめる・法定・最小側の候補値を採用）〔丁比較値〕

答え・解説

正答：イ

ア：法定基準を満たさない。

イ：令和8年公式問題でも、乗用・寝台用エレベーターのかご天井高さ2m以上が適法な記述として出題されている。

ウ：法定下限は2mであり、2.5mは必要条件ではない。

エ：法定基準を満たさない。

総合解説：法定数値を設備設計の寸法条件として確実に把握する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0027

2-1 建築基準法・総則 > 構造・設備関係規定 | 難易度：標準

床面積4.0㎡の乗用エレベーターのかごについて、建築基準法施行令の最低積載荷重を計算した値として正しいものはどれか。

- ア．14,400N（比・除算の関係で扱う）
- イ．13,000N（量を加算する関係で扱う）
- ウ．18,900N（定義式と与条件から算定）
- エ．23,600N（積の関係で扱う）

答え・解説

正答：ウ

ア：3,600N/㎡を4㎡全体に単純適用する計算ではない。

イ：3㎡を超える1㎡分の加算5,900Nが抜けている。

ウ：床面積3㎡超は「13,000N + 5,900N × (床面積 - 3㎡)」なので、13,000 + 5,900 × 1 = 18,900Nとなる。

エ：5,900N/㎡を全床面積に掛ける計算ではない。

総合解説：令和8年公式問題では18,900Nを「下回ってはならない」とする肢が誤りとされたが、これは問題文が「乗用及び寝台用」を一括していたことなど法令のかご区分を精査する必要があるためである。本問は施行令第129条の5の「乗用エレベーター」の式だけを明示して計算する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0028

2-1 建築基準法・総則 > 構造・設備関係規定 | 難易度：標準

延べ面積が3,000㎡を超える建築物に設ける換気設備の風道について、原則として正しいものはどれか。

- ア．延べ面積300㎡を超えれば必ず耐火構造にする。
- イ．すべて木材で造ることが義務付けられる。
- ウ．材料に関する規制はなく、任意である。
- エ．屋外に面する部分等の例外を除き、不燃材料で造る。

答え・解説

正答：エ

ア：規模の数値と要求内容が異なる。

イ：防火上の趣旨と逆である。

ウ：一定規模を超える建築物には不燃材料の規定がある。

エ：令和8年公式問題で適法な記述として扱われている。延べ面積3,000㎡超の建築物の換気風道には防火上の材料規制がある。

総合解説：設備風道は建物内を貫通して火煙を拡大させ得るため、規模に応じた不燃化や防火ダンパー等の規制を受ける。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0029

2-1 建築基準法・総則 > 構造・設備関係規定 | 難易度：応用

建築物の電気・避雷・昇降機に関する条文の対応として、正しいものはどれか。

- ア．第32条＝電気設備、第33条＝避雷設備、第34条＝昇降機
- イ．第32条＝排煙設備、第33条＝給水設備、第34条＝非常照明
- ウ．第32条＝構造耐力、第33条＝道路、第34条＝用途地域
- エ．第32条＝昇降機、第33条＝電気設備、第34条＝避雷設備

答え・解説

正答：ア

- ア：建築基準法の条文配列どおりである。
- イ：これらは当該三条の対応ではない。
- ウ：これらは設備三条の内容ではない。
- エ：条文の対応が入れ替わっている。

総合解説：条文番号を体系的に覚えることで、法令集の検索速度も上がる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0030

2-1 建築基準法・総則 > 構造・設備関係規定 | 難易度：応用

建築設備の法適合確認について、最も適切な考え方はどれか。

- ア．建築基準法の本文だけ見れば、施行令や告示は確認しなくてよい。
- イ．建築基準法だけでなく、同法施行令・告示や、電気設備等に関係する他法令の技術基準も含めて確認する。
- ウ．メーカーのカタログに適合と書いてあれば法令確認は不要である。
- エ．設備関係規定は建築確認と無関係である。

答え・解説

正答：イ

- ア：具体的技術基準の多くは施行令・告示等に規定される。
- イ：建築基準法第32条自体が電気工作物関係法令の安全・防火規定に従うことを求めるなど、設備法規は複数法令にまたがる。
- ウ：設計者側で適用法令・条件に照らした確認が必要である。
- エ：設備関係規定も確認審査の対象となり得る。

総合解説：建築設備法規は「法→施行令→告示→関係法令」の階層で確認するのが基本である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0031

2-2 防火・避難・設備規定 > 防火区画・内装制限 | 難易度：基礎

防火区画の主な目的として、最も適切なものはどれか。

- ア．建築物の所有権を区分することを目的とする。
- イ．通常時の空調負荷を増加させることだけを目的とする。
- ウ．火災時に火災や煙が建築物内で急速に拡大することを抑え、避難・消火活動の安全性を高める。
- エ．採光面積を増やすことを目的とする。

答え・解説

正答：ウ

ア：法的所有権区分と防火区画は別概念である。

イ：省エネ効果が副次的に生じても、防火区画の法目的ではない。

ウ：防火区画は建築物内部を区画し、延焼・煙拡散を抑制するための重要な防火手段である。

エ：採光は別の一般構造規定である。

総合解説：面積区画・竪穴区画・異種用途区画等は、火災の拡大経路を遮断するという共通目的で理解する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0032

2-2 防火・避難・設備規定 > 防火区画・内装制限 | 難易度：基礎

建築基準法令上の「防煙壁」の例として、最も適切なものはどれか。

- ア．透明なカーテンで高さ10cmのもの。
- イ．屋外の擁壁。
- ウ．床面から20cmだけ立ち上げた木製幅木。
- エ．天井面から50cm下方に突出した、不燃材料で造られた垂れ壁。

答え・解説

正答：エ

ア：高さ・材料等が法令上の防煙壁の例に合致しない。

イ：防煙壁は建築物内部の煙区画に関する構成部材である。

ウ：煙を天井付近で区画する防煙壁の要件とは異なる。

エ：令和8年公式問題で、50cm下方に突出した不燃材料の垂れ壁が防煙壁に該当することが確認されている。

総合解説：防煙壁は排煙区画を形成する重要部材である。防火区画の壁とは役割・要件が異なるため区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0033

2-2 防火・避難・設備規定 > 防火区画・内装制限 | 難易度：基礎

主要構造部を準耐火構造とした3階建て住宅の昇降機昇降路について、法令上の基本的な防火上の考え方として適切なものはどれか。

- ア．昇降路のように階を貫く縦穴部分は、原則としてその他の部分と防火区画する。
- イ．昇降路は火煙の通路にならないため区画不要である。
- ウ．昇降路は必ず屋外開放としなければならない。
- エ．昇降路の区画は設備設計では考慮しなくてよい。

答え・解説

正答：ア

ア：令和8年公式問題でも、3階建て250㎡の一戸建て住宅の昇降機昇降路の縦穴区画が適法な記述として扱われている。

イ：縦穴は火煙が上下階へ拡大しやすく、区画の重要対象である。

ウ：一律に屋外開放を要求する規定ではない。

エ：昇降路の防火区画は設備と建築の重要な調整事項である。

総合解説：ダクトスペース、パイプシャフト、昇降路などの縦シャフトは縦穴区画と設備貫通処理を一体で確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0034

2-2 防火・避難・設備規定 > 防火区画・内装制限 | 難易度：標準

防火上主要な間仕切壁を給水管・配電管等が貫通する場合の処置として、原則適切なものはどれか。

- ア．貫通部は設備工事なので防火規定の対象外である。
- イ．管と壁との隙間を、不燃材料等で防火上有効に処理する。
- ウ．隙間をそのまま残し、煙の通り道として利用する。
- エ．可燃性の紙だけを詰める。

答え・解説

正答：イ

ア：設備貫通は防火区画・防火上主要な間仕切壁の性能維持に直結する。

イ：令和8年公式問題では、防火上主要な間仕切壁の貫通部の隙間を不燃材料で埋める処置が適法とされている。

ウ：区画性能を損なうため不適切である。

エ：防火上有効な貫通処理にならない。

総合解説：設備貫通部は防火区画の弱点になりやすい。管種・径・区画種別に応じて法令・認定仕様を確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0035

2-2 防火・避難・設備規定 > 防火区画・内装制限 | 難易度：標準

防火区画を貫通するダクトに設ける防火ダンパーの基本的役割として、最も適切なものはどれか。

- ア．給水圧力を調整する。
- イ．照明の明るさを調整する。
- ウ．火災時にダクトを通じて火災や煙が区画を越えて拡大することを抑える。
- エ．通常時に室温を一定にすることだけを目的とする。

答え・解説

正答：ウ

ア：ダクト用防火ダンパーは給水設備の圧力制御装置ではない。

イ：照明制御とは無関係である。

ウ：ダクトは区画を貫通して火煙の経路となるため、防火ダンパー等で区画性能を補完する。

エ：温度制御は空調制御の機能で、防火ダンパーの主目的ではない。

総合解説：設備が防火区画を貫通するときは「区画性能を壊さない」ことが最重要。ダクトは防火ダンパー、配管は貫通処理など、設備種別に対応させる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0036

2-2 防火・避難・設備規定 > 防火区画・内装制限 | 難易度：標準

防火区画に設ける防火設備の運用として、最も適切なものはどれか。

- ア．常時くさびで固定して閉鎖できないようにする。
- イ．扉前に収納物を置いて開閉を妨げる。
- ウ．点検せず、作動確認を行わない。
- エ．火災時に所定の閉鎖・作動ができるよう、物品等で閉鎖を妨げない。

答え・解説

正答：エ

ア：火災時の閉鎖機能を失わせるため不適切である。

イ：防火設備の作動を阻害する。

ウ：防火設備の機能維持には適切な点検・管理が必要である。

エ：防火設備は火災時に区画を成立させる必要があるため、閉鎖障害を生じさせない管理が必要である。

総合解説：設計だけでなく維持管理時の作動可能性も防火性能に直結する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0037

2-2 防火・避難・設備規定 > 防火区画・内装制限 | 難易度：標準

「内装制限」に関する説明として、最も適切なものはどれか。

- ア．対象となる建築物・居室・通路等について、壁や天井の室内に面する仕上り材料の燃焼性を制限する制度である。
- イ．設備機器の消費電力を上限規制する制度である。
- ウ．床の構造耐力だけを規制する制度である。
- エ．建物外周の道路幅員だけを規制する制度である。

答え・解説

正答：ア

- ア：内装制限は、火災初期の燃え広がりや煙発生を抑え、避難安全性を高めるために仕上り材料を規制する。
- イ：省エネ規制とは別の防火規定である。
- ウ：内装制限の主対象は壁・天井等の室内仕上りであり、構造耐力制度ではない。
- エ：道路規定とは別である。

総合解説：内装制限は対象用途・規模・階・火気使用室等により適用が変わる。仕上り材料の区分も不燃、準不燃、難燃を正確に区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0038

2-2 防火・避難・設備規定 > 防火区画・内装制限 | 難易度：標準

内装制限を受ける調理室等について、「壁・天井の仕上りは必ず全て不燃材料でなければならない」とする説明の評価として最も適切なものはどれか。

- ア．適切である。内装制限は床だけに適用される。
- イ．不適切である。適用条文・条件によっては準不燃材料等が認められるため、一律に不燃材料と断定できない。
- ウ．適切である。用途や規模による差は一切ない。
- エ．適切である。内装制限は全ての場合で不燃材料だけを認める。

答え・解説

正答：イ

- ア：内装制限は壁・天井等の室内仕上りが中心である。
- イ：令和8年公式問題でも「原則として不燃材料としなければならない」という一律の断定が誤りとされている。
- ウ：用途・規模・階・火気使用等により適用が異なる。
- エ：内装制限には複数の材料区分・条件があり、一律ではない。

総合解説：「内装制限＝全部不燃」と単純化しないこと。問題文の用途、階、規模、仕上り部分、材料区分を読み分ける。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0039

2-2 防火・避難・設備規定 > 防火区画・内装制限 | 難易度：応用

防火区画を設備配管が貫通する計画で、設計段階に最も必要な確認はどれか。

- ア．配管が通ればよいので、区画種別は確認しない。
- イ．施工後に穴を紙で塞げばよい。
- ウ．区画種別、貫通する設備の材質・寸法、必要な貫通部処理や認定仕様を確認する。
- エ．設備図だけで決め、建築図の区画線は見ない。

答え・解説

正答：ウ

ア：区画種別が必要耐火性能や処理方法を左右する。

イ：法令・認定仕様に適合する防火処理が必要である。

ウ：防火区画の性能は貫通部処理まで含めて成立する。管種・径・施工方法によって適用できる仕様が異なる。

エ：建築図の区画位置との照合が不可欠である。

総合解説：設備設計では防火区画図と設備貫通図を突合し、施工時の認定工法までつなげる必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0040

2-2 防火・避難・設備規定 > 防火区画・内装制限 | 難易度：応用

防火区画と防煙区画の関係について、最も適切な説明はどれか。

- ア．防火区画があれば排煙設備の検討は常に不要である。
- イ．両者は法令上も完全に同じ意味である。
- ウ．防煙区画は給水圧力を制御する区画である。
- エ．両者は目的・要求性能が同一ではなく、防火区画は主に火災拡大防止、防煙区画は主に煙の拡散制御を担う。

答え・解説

正答：エ

ア：排煙設備の要否は別の法令条件で判断する。

イ：目的・構成部材・要件が異なる。

ウ：煙制御のための区画であり給水圧力とは無関係。

エ：火災と煙では制御対象・部材・要求が異なる。防煙壁は排煙計画と組み合わせて扱う。

総合解説：防火・防煙・排煙は相互に関係するが同一概念ではない。設備計画ではダクト・排煙口・防火ダンパー等の整合を確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0041

2-2 防火・避難・設備規定 > 避難施設・排煙 | 難易度：基礎

特別避難階段の階段室に必要な採光・照明に関する説明として、最も適切なものはどれか。

- ア．付室に面する採光上有効な開口部、又は予備電源を有する照明設備を設ける。
- イ．階段室の照明は一般照明だけで、予備電源は一切認められない。
- ウ．採光は屋上だけに設ければ階段室には不要である。
- エ．停電時は暗くてもよいため、採光も予備電源照明も不要である。

答え・解説

正答：ア

ア：令和8年公式問題で適法な記述として扱われている。火災時でも階段室の視認性を確保する趣旨である。

イ：予備電源を有する照明設備は認められる。

ウ：階段室に所定の採光又は照明を確保する。

エ：避難安全上、停電時を含む照明確保が必要である。

総合解説：特別避難階段は高い避難安全性が必要な階段であり、付室・階段室の防火・排煙・照明をセットで確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0042

2-2 防火・避難・設備規定 > 避難施設・排煙 | 難易度：基礎

特別避難階段の基本的な防火上の考え方として、最も適切なものはどれか。

- ア．通常の屋内通路より火煙を積極的に導入する。
- イ．階段室を耐火構造等で保護し、火煙が侵入しにくい経路として避難階まで連続させる。
- ウ．途中階で行き止まりにしてよい。
- エ．階段室は可燃材料だけで囲うことが求められる。

答え・解説

正答：イ

ア：避難安全の趣旨に反する。

イ：特別避難階段は火災時の避難経路を高い防火性能で確保する制度である。

ウ：避難階まで安全に到達できる経路でなければならない。

エ：防火上高い性能を確保する必要がある。

総合解説：付室、階段室、出入口の防火設備、排煙等を一体で評価する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0043

2-2 防火・避難・設備規定 > 避難施設・排煙 | 難易度：基礎

建築物の直通階段までの歩行距離について、最も適切な説明はどれか。

- ア．エレベーターまでの距離だけで判定する。
- イ．すべての建築物で一律100mである。
- ウ．用途、構造、内装、階などの条件により許容距離が異なるため、一律の数値ではない。
- エ．歩行距離は法規の対象外である。

答え・解説

正答：ウ

ア：避難上の直通階段への歩行距離を確認する。

イ：用途・構造等により異なる。

ウ：直通階段までの歩行距離は建築物・居室の条件に応じて施行令で規定される。

エ：避難施設の重要な法定要件である。

総合解説：避難問題では「どの用途・階・構造・内装か」を先に整理し、その後に距離規定を当てはめる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0044

2-2 防火・避難・設備規定 > 避難施設・排煙 | 難易度：標準

地下街の各構えに接する地下道で、長さ100mのものに設ける地上へ通ずる直通階段について、令和8年公式問題で確認された基準はどれか。

- ア．地下道が100mなら直通階段は不要である。
- イ．歩行距離は地下道の全長と同じ100mまで認められる。
- ウ．歩行距離が60m以下ならよい。
- エ．各構えの接する部分からいずれかの直通階段までの歩行距離が30m以下となるようにする。

答え・解説

正答：エ

ア：避難上安全な地上へ通ずる直通階段が必要である。

イ：30m以下となるよう配置する必要がある。

ウ：公式問題で確認された基準は30m以下である。

エ：令和8年公式問題で適法な記述として出題された数値基準である。

総合解説：地下街は煙・避難条件が厳しいため、地上への避難経路を短く確保する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0045

2-2 防火・避難・設備規定 > 避難施設・排煙 | 難易度：標準

排煙設備の主な目的として、最も適切なものはどれか。

- ア．火災時に煙を排出・制御し、避難や消防活動に必要な安全性を確保する。
- イ．通常時の給水圧力を一定にする。
- ウ．建物の構造耐力を増加させる。
- エ．非常用発電機の燃料を冷却することだけを目的とする。

答え・解説

正答：ア

ア：排煙設備は火災時の煙層形成・煙拡散を制御して避難環境を維持する。

イ：排煙設備の目的ではない。

ウ：排煙設備は構造耐力部材ではない。

エ：排煙設備の法目的とは異なる。

総合解説：排煙は「煙を出す」だけでなく、避難経路への煙侵入を抑え、煙層を管理する設備として理解する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0046

2-2 防火・避難・設備規定 > 避難施設・排煙 | 難易度：標準

排煙区画を形成する防煙壁の設置位置として基本的に適切なものはどれか。

- ア．給水タンク内部だけに設ける。
- イ．天井付近に設け、上部にたまる煙の水平拡散を抑える。
- ウ．床下だけに設けて上部煙層には作用させない。
- エ．建物外の地中にだけ設ける。

答え・解説

正答：イ

ア：排煙区画とは無関係である。

イ：火災時の煙は浮力で上昇するため、防煙壁は天井付近で煙を区画する。

ウ：煙制御の目的に合わない。

エ：室内の煙区画を形成できない。

総合解説：排煙口、防煙壁、給気・補給空気的位置関係を理解すると排煙計画を立体的に把握できる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0047

2-2 防火・避難・設備規定 > 避難施設・排煙 | 難易度：標準

地下街の地下道に設ける非常用排煙設備の排煙口について、煙感知器連動の自動開放装置を設けた場合の扱いとして、原則正しいものはどれか。

- ア．排煙口は常時閉鎖できない構造にしなければならない。
- イ．煙感知器と排煙設備は連動させてはならない。
- ウ．自動開放装置があっても、手動開放装置を設ける。
- エ．自動開放装置があれば手動開放装置は禁止される。

答え・解説

正答：ウ

ア：通常時閉鎖・火災時開放など所定の作動が必要である。

イ：自動開放の仕組みとして連動が用いられる。

ウ：令和8年公式問題で適法な記述として確認されている。自動と手動の両方で作動させられる冗長性を確保する。

エ：法令上は手動開放装置も必要となる。

総合解説：防災設備は単一故障に備える考え方が重要である。手動操作の要否を自動制御と混同しない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0048

2-2 防火・避難・設備規定 > 避難施設・排煙 | 難易度：標準

排煙設備の排煙風道と可燃材料との離隔について、令和8年公式問題で確認された原則はどれか。

- ア．可燃材料に密着させる。
- イ．1cm離せば常に足りる。
- ウ．離隔距離は防火上まったく考慮しない。
- エ．建築物の部分である木材等の可燃材料から15cm以上離して設ける。

答え・解説

正答：エ

ア：高温時の防火上危険がある。

イ：公式問題で確認された原則値は15cmである。

ウ：排煙風道には可燃材料との離隔に関する規定がある。

エ：令和8年公式問題で適法な記述として扱われた。排煙風道の高温化による可燃物への延焼を防ぐ趣旨である。

総合解説：排煙風道は火災時に高温煙を扱うため、通常空調ダクトとは異なる防火条件を確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0049

2-2 防火・避難・設備規定 > 避難施設・排煙 | 難易度：応用

3階建て・延べ面積5,000㎡のボーリング場について、「必ず排煙設備を設けなければならない」とする説明の評価として、令和8年建築設備士試験の条件下で最も適切なものはどれか。

ア．不適切である。用途・区画・構造等による適用除外があり得るため、規模だけで一律に義務と断定できない。

イ．適切である。延べ面積5,000㎡なら排煙設備以外の避難規定はすべて免除される。

ウ．適切である。3階建てなら用途や構造に関係なく必ず排煙設備が必要である。

エ．適切である。ボーリング場には排煙規定が一切存在しない。

答え・解説

正答：ア

ア：令和8年公式問題ではこの一律の記述が誤りとされた。排煙設備は用途・階・面積だけでなく適用除外を含めて判断する。

イ：他の避難規定が免除されるわけではない。

ウ：令和8年公式問題ではこの断定が誤りである。

エ：排煙規定の対象となり得るが、具体的条件で要否を判断する。

総合解説：法規問題では「必ず」「一切」といった断定表現に注意し、適用除外・検証法等の条件を確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0050

2-2 防火・避難・設備規定 > 避難施設・排煙 | 難易度：応用

避難施設と排煙設備を設備設計者が調整する際、最も適切な行動はどれか。

ア．排煙設備の電源は通常電源の停止を考慮しない。

イ．防火・防煙区画、避難経路、排煙口・風道、給気、非常電源などを建築・消防計画と整合させる。

ウ．建築図と設備図の区画位置が異なっても放置する。

エ．排煙風量だけを決め、区画や避難経路は確認しない。

答え・解説

正答：イ

ア：防災設備では非常時の電源確保を検討する。

イ：避難安全は単独設備では成立せず、建築区画と設備システムの連携が必要である。

ウ：法適合・施工品質上の重大な不整合となる。

エ：排煙区画や避難経路との整合が不可欠である。

総合解説：建築設備士の実務では、法定数値の暗記だけでなく、複数設備と建築計画を統合して避難安全を成立させる必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0051

2-2 防火・避難・設備規定 > 換気・昇降機・非常照明 | 難易度：基礎

事務所居室の機械換気設備の必要有効換気量を算定する際、実況に応じた1人当たり占有面積が10㎡を超える場合の扱いとして、令和8年公式問題で確認されたものはどれか。

- ア．実際の占有面積が20㎡なら20㎡をそのまま用いる。
- イ．1人当たり占有面積は常に1㎡とする。
- ウ．1人当たり占有面積を10㎡として計算する。
- エ．占有面積は必要換気量の計算に一切用いない。

答え・解説

正答：ウ

ア：10㎡を超える場合は10㎡として扱う。

イ：そのような一律値ではない。

ウ：令和8年公式問題で適法な記述として扱われた。必要換気量算定では1人当たり占有面積に上限を設ける。

エ：法定の算定で用いられる要素である。

総合解説：換気量の計算式は、人数を床面積と1人当たり占有面積から評価する考え方を含む。数値条件を正確に読む。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0052

2-2 防火・避難・設備規定 > 換気・昇降機・非常照明 | 難易度：基礎

延べ面積3,200㎡の建築物に設ける換気設備の風道について、原則適切な仕様はどれか。

- ア．材料は任意で、規模による違いはない。
- イ．全て木製とする。
- ウ．紙製ダクトを区画貫通部に用いる。
- エ．屋外に面する部分等の例外を除き、不燃材料で造る。

答え・解説

正答：エ

ア：3,000㎡超の建築物には材料規制がある。

イ：不燃材料の要求に反する。

ウ：防火上不適切である。

エ：延べ面積3,000㎡を超えるため、風道の不燃材料規定の対象となる。

総合解説：規模要件を具体的な建物に当てはめられるようにする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0053

2-2 防火・避難・設備規定 > 換気・昇降機・非常照明 | 難易度：基礎

中央管理方式の空調設備の温度制御性能について、「おおむね17 以上28 以下にできればよい」とする説明の評価として、令和8年試験基準では最も適切なものはどれか。

- ア．誤り。下限はおおむね18 であり、17 ではない。〔甲案〕
- イ．正しい。上限は35 である。〔乙候補〕
- ウ．誤り。温度制御に関する性能基準は存在しない。〔丙パターン〕
- エ．正しい。下限は17 である。〔丁比較値〕

答え・解説

正答：ア

ア：令和8年公式問題の当該記述は誤り（正答肢）とされている。

イ：上限28 という基準と一致しない。

ウ：中央管理方式の空調設備には温湿度等の性能基準がある。

エ：令和8年公式問題で誤りとされた数値である。

総合解説：類似数値を狙った出題が多い。令和8年の適用法令基準日（2026-01-01）で確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0054

2-2 防火・避難・設備規定 > 換気・昇降機・非常照明 | 難易度：標準

乗用エレベーターのかご床先と昇降路壁との水平距離について、施行令上の上限として正しいものはどれか。

- ア．4cm以下（距離との関係を別に扱う）〔甲案〕
- イ．12.5cm以下（設問対象の定義・条件を適用）〔乙候補〕
- ウ．25cm以下（法令上の別条件を当てはめる・上限・大きめ側の候補値を採用）〔丙パターン〕
- エ．50cm以下（法令上の別条件を当てはめる・上限・最大側の候補値を採用）〔丁比較値〕

答え・解説

正答：イ

ア：4cmは昇降路出入口の床先とかご床先との水平距離の基準である。

イ：乗用・寝台用エレベーターでは、かご床先と昇降路壁との水平距離は12.5cm以下とされる。

ウ：法定上限を超える。

エ：法定上限を大幅に超える。

総合解説：4cmと12.5cmは測る箇所が違う。図を描いて区別するとよい。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0055

2-2 防火・避難・設備規定 > 換気・昇降機・非常照明 | 難易度：標準

エレベーターのかご内に表示すべき事項として、最も適切なものはどれか。

- ア．表示は一切不要である。
- イ．製造会社の株価だけを表示する。
- ウ．用途・積載量、および乗用・寝台用では最大定員を、見やすい場所に表示する。
- エ．建築主の個人資産額を表示する。

答え・解説

正答：ウ

ア：積載量・定員等の表示義務がある。

イ：法定表示事項ではない。

ウ：施行令は、かご内の見やすい場所に用途・積載量・最大定員等の表示を求める。

エ：法定表示事項ではない。

総合解説：過積載防止と安全な運用のため、設計・検査時に表示内容も確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0056

2-2 防火・避難・設備規定 > 換気・昇降機・非常照明 | 難易度：標準

高さ35mの建築物について、非常用エレベーターの設置を検討する際の最初の判断として適切なものはどれか。

- ア．31m超なら例外なく必ず各階に1基ずつ設ける。
- イ．高さではなく敷地面積だけで決める。
- ウ．35mは20mを超えるだけなので、避雷設備だけ確認すれば非常用エレベーターは不要である。
- エ．高さ31mを超えるため原則設置対象とし、施行令に定める除外条件の有無を確認する。

答え・解説

正答：エ

ア：法令には設置免除となる階・建築物等の条件がある。

イ：基本のトリガーは建築物の高さ31m超である。

ウ：31m超なので非常用エレベーターの検討も必要である。

エ：第34条第2項は31m超を原則対象とし、政令で定める建築物を除外する。

総合解説：法規判断は「原則適用→例外確認」の順に進める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0057

2-2 防火・避難・設備規定 > 換気・昇降機・非常照明 | 難易度：標準

非常用エレベーター1基に対する乗降ロビーの床面積について、令和8年公式問題で確認された基準はどれか。

- ア．10㎡以上（設問対象の定義・条件を適用）〔甲案〕
- イ．2㎡以上（別の前提条件を仮定・基準・最小側の候補値を採用）〔乙候補〕
- ウ．5㎡以上（別の前提条件を仮定・基準・小さめ側の候補値を採用）〔丙パターン〕
- エ．20㎡以上（法令上の別条件を当てはめる）〔丁比較値〕

答え・解説

正答：ア

ア：令和8年公式問題で適法な記述として扱われている。

イ：基準を満たさない。

ウ：基準を満たさない。

エ：10㎡以上が法定基準であり20㎡を必須とする規定ではない。

総合解説：非常用エレベーターはかごだけでなく、乗降ロビーの面積・防火区画・排煙・連絡設備等も確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0058

2-2 防火・避難・設備規定 > 換気・昇降機・非常照明 | 難易度：標準

非常用の照明装置の予備電源について、令和8年公式問題で確認された継続点灯時間の原則はどれか。

- ア．予備電源は不要である。（別の前提条件を仮定）〔甲案〕
- イ．充電を行うことなく30分間継続して点灯できること。（設問対象の定義・条件を適用）〔乙候補〕
- ウ．5分間だけ点灯できればよい。（量を加算する関係で扱う・条件丙）〔丙パターン〕
- エ．10分間だけ点灯できればよい。（量を加算する関係で扱う・条件丁）〔丁比較値〕

答え・解説

正答：イ

ア：停電時の避難照明として予備電源が必要である。

イ：令和8年公式問題で適法な記述として扱われた。

ウ：原則の30分に不足する。

エ：原則の30分に不足する。

総合解説：非常用照明は停電時にも避難に必要な照度を確保する設備であり、予備電源の継続時間は重要数値である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0059

2-2 防火・避難・設備規定 > 換気・昇降機・非常照明 | 難易度：応用

非常用の照明装置の電気配線について、原則として正しいものはどれか。

- ア．非常用照明は一般照明と同じ回路で必ず一括停止できるようにする。
- イ．配線の信頼性は避難安全と無関係である。
- ウ．配線途中に、一般の者が容易に電源を遮断できる開閉器を設けない。
- エ．廊下の誰でも触れる位置に遮断スイッチを設ける。

答え・解説

正答：ウ

ア：非常時に機能を維持できる回路計画が必要である。

イ：非常用照明の機能維持に直接関係する。

ウ：令和8年公式問題で適法な記述として扱われた。非常時に誤って電源を切られることを防止する。

エ：非常時の機能を失うおそれがあり不適切である。

総合解説：非常用照明は照度・電源・配線を一体で確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0060

2-2 防火・避難・設備規定 > 換気・昇降機・非常照明 | 難易度：応用

非常用の照明装置の照度に関する施行令の基本基準として、正しいものはどれか。

- ア．0.01lx以上でよい。
- イ．100lx以上が一律の法定最低値である。
- ウ．照度に関する基準は存在しない。
- エ．床面において1lx以上を確保できること。

答え・解説

正答：エ

ア：法定の基本基準を満たさない。

イ：非常用照明の基本法定最低値ではない。

ウ：施行令に床面照度の基準がある。

エ：施行令第126条の5の基本構造では、直接照明として床面1lx以上を確保できることを求める。光源方式等に応じ告示で別条件が定められる場合もある。

総合解説：非常用照明は施行令の1lxを基本として、LED等の告示仕様を別途確認する。条文と告示の階層を区別することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0061

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 建築士法・業務 | 難易度：基礎

建築士法の目的として、最も適切なものはどれか。

- ア．建築物の設計・工事監理等を行う技術者の資格を定め、業務の適正を図り、建築物の質の向上に寄与する。
- イ．設備機器の製造規格だけを定める。
- ウ．建築材料の市場価格を全国一律にする。
- エ．建築主の土地所有権を創設する。

答え・解説

正答：ア

ア：建築士法第1条の目的である。

イ：建築士の資格・業務が主題である。

ウ：建築士法の目的ではない。

エ：資格・業務適正を目的とする法律であり、所有権制度ではない。

総合解説：建築基準法が建築物の最低基準を定めるのに対し、建築士法は設計・監理を担う技術者の資格と業務を規律する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0062

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 建築士法・業務 | 難易度：基礎

建築士法上の「建築士」の範囲として正しいものはどれか。

- ア．建築設備士だけ。
- イ．一級建築士、二級建築士及び木造建築士。
- ウ．施工管理技士だけ。
- エ．一級建築士と建築設備士だけ。

答え・解説

正答：イ

ア：建築設備士は別に定義される資格である。

イ：建築士法第2条第1項の定義である。

ウ：建築士法上の建築士の定義とは異なる。

エ：建築設備士は建築士法上の「建築士」の三類型には含まれない。

総合解説：「建築士」と「建築設備士」は名称が似るが法的地位が異なる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0063

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 建築士法・業務 | 難易度：基礎

建築士法上の「工事監理」の説明として、最も適切なものはどれか。

- ア．工事代金を値引き交渉することだけ。
- イ．施工者の代わりに全ての施工方法を指揮すること。
- ウ．自己の責任において工事を設計図書と照合し、設計図書どおり実施されているかを確認すること。
- エ．完成後の不動産売買だけを行うこと。

答え・解説

正答：ウ

- ア：工事監理の法定義ではない。
- イ：工事監理は設計図書との照合・確認が法定義で、施工管理とは異なる。
- ウ：建築士法第2条第8項の定義である。
- エ：工事監理とは無関係である。

総合解説：工事監理と施工管理を混同しない。設備工事でも、設計図書との照合確認が工事監理の中心となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0064

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 建築士法・業務 | 難易度：標準

建築士が設計を行った場合の設計図書への表示として、建築士法上正しいものはどれか。

- ア．施工者の社印だけあれば建築士の表示は不要である。
- イ．建築士である旨の表示は任意で、記名は不要である。
- ウ．設計図書を変更した場合は表示・記名が不要になる。
- エ．建築士である旨を表示し、記名する。設計図書の一部を変更した場合も同様である。

答え・解説

正答：エ

- ア：建築士自身の法定表示義務を代替できない。
- イ：法は表示と記名を求める。
- ウ：一部変更の場合も同様に表示・記名が必要である。
- エ：建築士法第20条第1項の業務に必要な表示行為である。

総合解説：設計図書への資格表示・記名は責任主体を明確にする制度である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0065

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 建築士法・業務 | 難易度：標準

建築士が工事監理を終了したときの建築主への対応として、原則正しいものはどれか。

- ア．直ちに、その結果を文書で建築主に報告する。
- イ．工事監理の結果は10年後まで報告しなくてよい。
- ウ．不適合がなくても報告してはならない。
- エ．結果は施工者に口頭でだけ伝えればよい。

答え・解説

正答：ア

ア：建築士法第20条第3項の規定である。情報通信技術による代替は所定の条件下で認められる。

イ：終了時に直ちに報告する。

ウ：工事監理終了時の結果報告が必要である。

エ：建築主への報告義務がある。

総合解説：工事監理は照合確認だけでなく、終了時の報告までが法定業務としてつながっている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0066

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 建築士法・業務 | 難易度：標準

工事監理中に工事が設計図書どおり実施されていないと認めた建築士の対応として、建築士法上最も適切なものはどれか。

- ア．見なかったことにして工事を続けさせる。
- イ．直ちに施工者に指摘して設計図書どおり実施するよう求め、従わないときは建築主に報告する。
- ウ．建築主への報告は絶対にしてはならない。
- エ．設計図書を施工内容に合わせて無条件に書き換える。

答え・解説

正答：イ

ア：工事監理者の職責に反する。

イ：建築士法第18条第3項の規定である。

ウ：施工者が是正要求に従わない場合は建築主に報告する。

エ：法適合・設計意図を確認せず追認することは適切でない。

総合解説：設備工事の現場でも、設計図書との差異を発見したときの是正要求と報告手順が重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0067

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 建築士法・業務 | 難易度：標準

建築士法上、建築士が行うことのできる「その他の業務」に含まれるものとして、最も適切なものはどれか。

- ア．航空機の操縦免許を自動的に得ること。
- イ．医師として診療行為を独占的に行うこと。
- ウ．建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物の調査・鑑定、法令手続の代理など。
- エ．税理士業務を無資格で独占的に行うこと。

答え・解説

正答：ウ

ア：建築士法の業務とは無関係である。

イ：医師法上の資格業務であり建築士法第21条の業務ではない。

ウ：建築士法第21条は設計・工事監理以外にも、建築に関する一定の業務を掲げている。

エ：他資格の独占業務を建築士資格だけで行えるわけではない。

総合解説：建築士の業務範囲は設計・工事監理だけではないが、他法令の資格制限を超えるものではない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0068

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 建築士法・業務 | 難易度：標準

建築士事務所の管理建築士について、原則として正しいものはどれか。

- ア．建築士事務所に管理建築士は不要である。
- イ．管理建築士は建築士資格を有してはならない。
- ウ．管理建築士は複数事務所に常時兼任することが原則である。
- エ．建築士事務所ごとに、専任の管理建築士を置く必要がある。

答え・解説

正答：エ

ア：事務所運営の法定要件である。

イ：管理建築士は建築士であることが前提となる。

ウ：専任性が求められる。

エ：建築士事務所制度では、事務所の技術的事項を統括する専任の管理建築士を置く。

総合解説：管理建築士は受託業務の量・難易度、人員配置、外部協力等の技術的管理を担う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0069

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 建築士法・業務 | 難易度：応用

管理建築士となるための要件の考え方として、最も適切なものはどれか。

- ア．建築士として所定の実務経験を有し、登録講習機関が行う管理建築士講習を修了する。
- イ．建築士資格がなくても、営業経験だけで管理建築士になれる。
- ウ．講習を受けず、実務経験もなくとも自動的にになれる。
- エ．建築設備士の登録だけで必ず管理建築士になれる。

答え・解説

正答：ア

ア：管理建築士には法定の実務経験と講習修了が求められる。

イ：建築士であることを前提とする。

ウ：法定要件がある。

エ：建築設備士と管理建築士は別制度である。

総合解説：資格名称が似る制度を横断整理する。管理建築士、設備設計一級建築士、建築設備士は役割・要件が異なる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0070

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 建築士法・業務 | 難易度：応用

建築士の職責として、最も適切なものはどれか。

- ア．建築物の質は考慮せず、図面枚数だけを増やす。
- イ．法令及び実務に精通し、公正かつ誠実に業務を行い、建築物の質の向上に寄与する。
- ウ．委託者の指示であれば法令違反の設計でも従う。
- エ．法令改正を確認する必要はない。

答え・解説

正答：イ

ア：建築物の質の向上に寄与することが目的・職責に含まれる。

イ：建築士法第2条の2は、品位保持、法令・実務への精通、公正・誠実な業務を求める。

ウ：法令適合性を確保する職責に反する。

エ：法令・実務に精通する職責がある。

総合解説：建築設備士との協働でも、最終的な設計・工事監理の法的責任主体である建築士の職責を理解することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0071

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 設備設計一級建築士 | 難易度：基礎

建築士法第20条の3により、設備設計一級建築士による設備設計又は設備関係規定への適合確認が必要となる建築物の基本要件として正しいものはどれか。

- ア．高さ20mを超える建築物だけ。
- イ．延べ面積2,000㎡を超える建築物すべて。
- ウ．階数が3以上で、かつ、床面積の合計が5,000㎡を超える建築物。
- エ．階数が2以上又は床面積が1,000㎡以上のどちらか一方。

答え・解説

正答：ウ

ア：避雷設備の高さ基準との混同である。

イ：2,000㎡超は建築設備士の意見聴取努力義務の基準であり、設備設計一級建築士の基準とは異なる。

ウ：建築士法第20条の3の設備設計に関する特例の基本要件である。

エ：法定要件と異なる。

総合解説：「3階以上」かつ「5,000㎡超」。2,000㎡超の建築設備士意見聴取と混同しない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0072

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 設備設計一級建築士 | 難易度：基礎

3階建てで床面積の合計がちょうど5,000㎡の建築物について、建築士法第20条の3の面積要件の判断として正しいものはどれか。

- ア．5,000㎡以上なので必ず対象である。
- イ．3階建てなら面積に関係なく必ず対象である。
- ウ．面積は1,000㎡を超えれば対象である。
- エ．「5,000㎡を超える」には該当しないため、面積要件だけを見れば対象外である。

答え・解説

正答：エ

ア：条文は「以上」ではなく「超える」である。

イ：階数と面積の両要件を満たす必要がある。

ウ：法定面積要件と異なる。

エ：条文は「五千平方メートルを超える」と規定するため、5,000㎡ちょうどは超えていない。

総合解説：法規では「以上」「超える」「以下」「未滿」を厳密に読む。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0073

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 設備設計一級建築士 | 難易度：基礎

2階建て・床面積の合計8,000㎡の建築物について、建築士法第20条の3の基本要件の判断として正しいものはどれか。

- ア．階数が3以上ではないため、同条の基本要件には該当しない。
- イ．2階建てでは必ず木造建築士だけが設計する。
- ウ．面積が5,000㎡を超えるので階数に関係なく必ず対象である。
- エ．2階建てなら面積がいくら大きくても建築基準法自体が適用されない。

答え・解説

正答：ア

ア：面積が5,000㎡を超えても、階数3以上の要件を満たさない。

イ：建築士資格区分の規定と設備設計特例は別である。

ウ：階数要件も同時に必要である。

エ：建築基準法の適用有無とは別問題である。

総合解説：設備設計特例はAND条件である。事例問題では各要件を一つずつチェックする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0074

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 設備設計一級建築士 | 難易度：標準

設備設計一級建築士が、建築士法第20条の3の対象建築物について自ら設備設計を行った場合、設計図書に必要な表示として正しいものはどれか。

- ア．建築設備士の名称だけ表示すればよい。
- イ．設備設計一級建築士である旨を表示して記名する。
- ウ．施工会社名だけ表示すればよい。
- エ．資格表示も記名も不要である。

答え・解説

正答：イ

ア：設備設計一級建築士としての法定表示とは異なる。

イ：設備設計一級建築士が設備設計を行った場合は、その資格表示・記名により関与を明らかにする。

ウ：設計者の資格表示・記名を代替できない。

エ：法定の表示行為が求められる。

総合解説：資格の関与を設計図書上に明示することは責任分担を明確にするための制度である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0075

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 設備設計一級建築士 | 難易度：標準

設備設計一級建築士が行った設備設計図書の一部を変更した場合の表示として、原則正しいものはどれか。

- ア．変更部分は無記名でよい。
- イ．変更は施工者の口頭指示だけで済ませる。
- ウ．変更した設計図書にも、設備設計一級建築士として所定の表示・記名を行う。
- エ．資格表示は最初の図面に1回あれば、以後どの変更にも不要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：変更時も責任主体を明確にする必要がある。

イ：設計変更は法適合性・設計図書の管理を要する。

ウ：建築士法の表示規定は設計図書の一部変更にも及ぶ。

エ：変更した設計図書についても所定の表示が必要である。

総合解説：設計変更は設備容量・系統・防火区画貫通等の法適合性に影響し得るため、資格者の関与を明確にする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0076

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 設備設計一級建築士 | 難易度：標準

設備設計一級建築士ではない一級建築士が、建築士法第20条の3の対象建築物の設備設計を行う場合の基本的な手続として正しいものはどれか。

- ア．建築設備士の意見を聴けば、設備設計一級建築士の確認は常に不要になる。
- イ．確認を受けずにそのまま工事できる。
- ウ．二級建築士にだけ口頭で確認してもらえばよい。
- エ．設備設計一級建築士に、設備関係規定への適合性の確認を求める。

答え・解説

正答：エ

ア：建築設備士の意見聴取と設備設計一級建築士の法定確認は別制度である。

イ：設備設計特例の要件を満たさない。

ウ：法定の確認者は設備設計一級建築士である。

エ：対象建築物では、設備設計一級建築士が自ら設計するか、他の一級建築士の設計を設備関係規定に適合するか確認する必要がある。

総合解説：「設計をする者」と「法適合確認をする設備設計一級建築士」の役割分担を理解する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0077

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 設備設計一級建築士 | 難易度：標準

設備関係規定への適合確認を依頼された設備設計一級建築士の設計図書への対応として、最も適切なものはどれか。

- ア．適合を確認した旨、又は確認できなかった旨を記載し、設備設計一級建築士である旨を表示して記名する。
- イ．適合確認は口頭だけで行い、設計図書には一切残さない。
- ウ．確認者の資格は匿名にしなければならない。
- エ．確認できなかった場合は何も記載してはならない。

答え・解説

正答：ア

ア：建築士法第20条の3は、確認結果と資格者の表示・記名を設計図書上で明らかにする仕組みを採る。

イ：設計図書上の記載・表示が必要である。

ウ：資格者の表示・記名により責任を明確にする。

エ：確認できなかった場合もその旨を明らかにする。

総合解説：適合「確認できない」という結果も記録対象である点に注意する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0078

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 設備設計一級建築士 | 難易度：標準

設備関係規定への適合確認を行った設備設計一級建築士について、確認を依頼した一級建築士から求められた場合の対応として正しいものはどれか。

- ア．資格証の提示を拒絶することが義務である。
- イ．設備設計一級建築士証を提示する。
- ウ．運転免許証だけを提示すれば法定資格の確認は不要である。
- エ．建築設備士登録証だけを提示すれば同じである。

答え・解説

正答：イ

ア：資格確認のため提示が求められる。

イ：建築士法は、確認を依頼した一級建築士から求められたときに資格証を提示する仕組みを設けている。

ウ：設備設計一級建築士としての資格証が問題となる。

エ：設備設計一級建築士と建築設備士は異なる資格制度である。

総合解説：資格者間の確認手続は、設計図書の法適合責任を明確にする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0079

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 設備設計一級建築士 | 難易度：応用

設備設計一級建築士が確認する「設備関係規定」に含まれるものとして、最も適切なものはどれか。

- ア．自動車の車検基準だけ。
- イ．建築物の所有権移転登記だけ。
- ウ．換気、電気、避雷、昇降機、排煙、非常用照明、給排水等の建築設備に関する所定の建築基準法令。
- エ．所得税の計算方法だけ。

答え・解説

正答：ウ

ア：建築設備の法令ではない。

イ：設備関係規定ではない。

ウ：建築士法第20条の3という設備関係規定は、建築基準法の設備・避難防災関係の所定規定を対象とする。

エ：建築設備の法適合確認とは無関係である。

総合解説：設備関係規定は空調・給排水・電気・昇降機・防災を横断する。建築設備士試験の法規全体と直結する概念である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0080

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 設備設計一級建築士 | 難易度：応用

建築基準法上、設備設計一級建築士が設備関係規定への適合を確認した設備設計図書による工事について、最も適切な理解はどれか。

- ア．確認を受けた設備設計なら、その後どんな変更をしても再確認は不要である。
- イ．建築設備士の意見聴取と全く同一の制度である。
- ウ．設備設計一級建築士の確認は建築基準法の工事要件と全く無関係である。
- エ．法が求める設備設計一級建築士の関与を満たした設備設計として、建築基準法上の工事要件に関係する。

答え・解説

正答：エ

ア：変更が設備関係規定に影響する場合は適切な関与・確認が必要となる。

イ：設備設計一級建築士の確認は法定の設計特例、建築設備士は意見聴取制度で役割が異なる。

ウ：両法は連動している。

エ：建築基準法は、建築士法第20条の3対象建築物の工事について、設備設計一級建築士の設備設計又は適合確認を受けた設備設計によることを求める。

総合解説：建築士法第20条の3と建築基準法の設備設計図書による工事規定を横断して理解する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0081

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 建築設備士・意見聴取 | 難易度：基礎

建築士法上の「建築設備士」の定義として正しいものはどれか。

- ア．建築設備に関する知識及び技能につき、国土交通大臣が定める資格を有する者。
- イ．一級建築士のうち構造設計だけを行う者。
- ウ．建築工事の施工会社に勤務する者全員。
- エ．電気工事士の免状を持つ者すべて。

答え・解説

正答：ア

ア：建築士法第2条第5項の定義である。

イ：建築設備士の定義ではない。

ウ：勤務先だけで建築設備士になるわけではない。

エ：電気工事士と建築設備士は別資格である。

総合解説：建築設備士は建築士法に名称が定義された設備専門資格である。建築士そのものとは法的位置付けが異なる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0082

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 建築設備士・意見聴取 | 難易度：基礎

建築設備士制度が創設された時期・背景として、JAEICの公式説明に合致するものはどれか。

- ア．建築設備とは無関係な道路交通制度として創設された。
- イ．建築設備の高度化・複雑化に対応するため、昭和58年（1983年）の建築士法改正時に創設された。
- ウ．明治時代に消防法改正だけで創設された。
- エ．2025年に初めて創設された。

答え・解説

正答：イ

ア：建築設備の高度化・複雑化への対応が背景である。

イ：JAEICの令和8年受験案内に明記されている。

ウ：制度の創設時期・根拠が異なる。

エ：制度は昭和58年から存在する。

総合解説：制度趣旨を知ると、建築士への専門的助言という建築設備士の役割が理解しやすい。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0083

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 建築設備士・意見聴取 | 難易度：基礎

建築士が建築設備士の意見を聴くよう努める対象となる建築物の延べ面積の基準として正しいものはどれか。

- ア．1,000㎡以上の建築物（法令上の別条件を当てはめる・法定・小さめ側の候補値を採用）
- イ．5,000㎡を超える建築物だけ（別の前提条件を仮定）
- ウ．2,000㎡を超える建築物（設問対象の定義・条件を適用）
- エ．500㎡を超える建築物（法令上の別条件を当てはめる・法定・最小側の候補値を採用）

答え・解説

正答：ウ

ア：法定基準と異なる。

イ：5,000㎡超は設備設計一級建築士の制度で重要な別基準である。

ウ：建築士法第18条第4項は「延べ面積が2,000平方メートルを超える建築物」と規定する。

エ：法定基準と異なる。

総合解説：2,000㎡超＝建築設備士の意見聴取努力義務、5,000㎡超かつ3階以上＝設備設計一級建築士関与という区別が重要。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0084

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 建築設備士・意見聴取 | 難易度：標準

延べ面積がちょうど2,000㎡の建築物について、建築士法第18条第4項の建築設備士への意見聴取努力義務の面積要件として正しいものはどれか。

- ア．2,000㎡以上なので必ず該当する。
- イ．1,000㎡を超えるので当然該当する。
- ウ．面積は関係なく、すべての建築物で法的に必須の意見聴取である。
- エ．「2,000㎡を超える」には該当しない。

答え・解説

正答：エ

ア：条文は「以上」ではない。

イ：基準面積は2,000㎡超である。

ウ：第18条第4項には面積要件がある。

エ：条文は「超える」と規定するため、2,000㎡ちょうどは面積要件を満たさない。

総合解説：法規では境界値を厳密に読む。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0085

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 建築設備士・意見聴取 | 難易度：標準

延べ面積2,500㎡の建築物について建築設備に係る設計を行う建築士の対応として、原則正しいものはどれか。

- ア．建築設備士の意見を聴くよう努める。
- イ．建築設備の設計であっても意見聴取制度は工事監理にしか適用されない。
- ウ．建築設備士の意見を聴くことは法令で禁止されている。
- エ．延べ面積5,000㎡以下なので、建築設備士制度は一切関係しない。

答え・解説

正答：ア

ア：2,000㎡を超える建築物の建築設備に係る設計では、建築設備士の意見聴取に努める義務がある。

イ：設計にも工事監理にも適用される。

ウ：むしろ意見を聴くよう努める制度がある。

エ：2,000㎡超が意見聴取努力義務の基準である。

総合解説：建築設備士の専門知識を設計に取り込むことを促す規定である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0086

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 建築設備士・意見聴取 | 難易度：標準

延べ面積2,500㎡の建築物について建築設備に係る工事監理を行う建築士が設備設計一級建築士である場合、建築設備士の意見聴取について最も適切なものはどれか。

- ア．建築設備士の意見を聴くことは工事監理では禁止される。
- イ．工事監理については、建築設備士の意見を聴くよう努める。
- ウ．工事監理では延べ面積に関係なく建築設備士が法定の工事監理者になる。
- エ．設備設計一級建築士なら工事監理でも意見聴取努力義務は必ず消える。

答え・解説

正答：イ

ア：法は2,000㎡超の工事監理でも意見聴取に努める。

イ：建築士法第18条第4項ただし書の例外は、設備設計一級建築士が「設計」を行う場合の設計に関するもの。令和8年公式問題でも、工事監理では意見聴取努力義務が残ると確認されている。

ウ：建築設備士が当然に建築士法上の工事監理者になる制度ではない。

エ：ただし書は設計に関する例外であり工事監理には及ばない。

総合解説：「設備設計一級建築士なら全部免除」と覚えるのは誤り。例外文の対象が設計だけであることを正確に読む。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0087

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 建築設備士・意見聴取 | 難易度：標準

設備設計一級建築士が、延べ面積2,500㎡の建築物の建築設備に係る設計を自ら行う場合、建築設備士への意見聴取について最も適切なものはどれか。

- ア．設備設計一級建築士であっても、設計について例外は一切ない。
- イ．設備設計一級建築士が設計すると、建築基準法の設備規定もすべて免除される。
- ウ．建築士法第18条第4項ただし書により、その設計に関しては意見聴取努力義務の対象外となる。
- エ．建築設備士の意見を聴くこと自体が禁止される。

答え・解説

正答：ウ

- ア：条文に設計についてのただし書がある。
- イ：法規適合義務が免除されるわけではない。
- ウ：ただし書は、設備設計一級建築士が設計を行う場合の設計について適用する。
- エ：努力義務の法的適用除外であり、意見を求めることを禁止する規定ではない。

総合解説：設計の例外と工事監理の非例外を対比して理解する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0088

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 建築設備士・意見聴取 | 難易度：標準

建築士が建築設備士の意見を聴いた場合の設計図書・工事監理報告書への扱いとして、最も適切なものはどれか。

- ア．意見を聴いた場合、建築士の責任は全て建築設備士へ移転する。
- イ．意見を聴いた事実は必ず秘密にし、図書には記載してはならない。
- ウ．建築設備士の意見は口頭で消滅し、記録に残す制度はない。
- エ．意見を聴いた旨を、設計図書又は工事監理報告書で明らかにする。

答え・解説

正答：エ

- ア：意見聴取は助言制度であり、建築士の法的責任が当然に移転するわけではない。
- イ：法はむしろその旨を明らかにすることを求める。
- ウ：設計図書・工事監理報告書で明示する規定がある。
- エ：建築士法第20条第5項およびJAEIC受験案内の制度説明により、意見聴取の事実を明示する。

総合解説：意見聴取の可視化は、設備専門家の関与を設計・監理記録に残すための仕組みである。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0089

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 建築設備士・意見聴取 | 難易度：応用

建築設備士と建築士の関係として、最も適切なものはどれか。

ア．建築設備士は設備の専門知識・技能を有する資格者として建築士に意見を述べる制度上の役割を持つが、建築設備士資格だけで建築士の独占業務を当然に行えるわけではない。

イ．建築設備士は建築士法と無関係な民間資格だけである。

ウ．建築設備士の意見を聴くと、建築士は法令適合確認をしなくてよい。

エ．建築設備士は自動的に一級建築士でもある。

答え・解説

正答：ア

ア：建築設備士は建築士法第2条第5項に別途定義され、第18条第4項で建築士への専門的意見聴取が規定される。

イ：建築士法に名称・役割が明記されている。

ウ：建築士の設計・工事監理上の法的責任は残る。

エ：別資格であり、自動的に一級建築士になるわけではない。

総合解説：建築設備士は高度な設備専門家として建築士を支援するが、建築士の資格制度とは別である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0090

2-3 建築士法・建築設備士制度 > 建築設備士・意見聴取 | 難易度：応用

令和8年建築設備士試験の公式問題で誤りとされた「建築設備士として業務を行う者は、国土交通大臣指定の建築設備士登録を受けなければならない」という記述について、最も適切な理解はどれか。

ア．当該記述は正しく、登録を受けなければ建築設備士資格自体が法的に存在しない。

イ．建築士法上の建築設備士の法定定義は「国土交通大臣が定める資格を有する者」であり、当該記述のような一律の法定登録義務を定義要件としていない。

ウ．建築設備士は建築士法に一切定義されていない。

エ．建築設備士は設備設計一級建築士と完全に同一資格である。

答え・解説

正答：イ

ア：令和8年公式問題で誤りとされた。

イ：令和8年建築設備士試験・建築法規No.13の正答は3で、この登録義務の断定が誤りとされた。

ウ：第2条第5項に定義されている。

エ：別の資格・制度である。

総合解説：民間団体による登録・名簿制度等と、建築士法が定める資格要件を区別する。試験では「法令上必須か」を問う表現に注意する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0091

2-4 消防法 > 防火対象物・消防用設備 | 難易度：基礎

消防法令上、防火対象物の関係者が消防用設備等について負う基本的な義務として、最も適切なものはどれか。

ア．用途、規模、構造、収容人員等に応じて必要となる消防用設備等を、技術上の基準に従って設置し、維持する。

イ．設備の設置義務は消防署だけが負い、建物関係者には維持義務がない。

ウ．消防用設備等は建物完成時に一度設置すれば、その後の維持は任意である。

エ．用途や規模にかかわらず、すべての建築物に同一種類・同一数量の消防用設備等を設置する。

答え・解説

正答：ア

ア：消防法第17条を中心とする制度では、防火対象物の関係者に消防用設備等の設置・維持が求められる。

イ：消防用設備等の設置・維持は防火対象物の関係者側に課される。

ウ：設置だけでなく、法令に適合した状態で維持することも必要である。

エ：必要設備は用途、規模、構造、収容人員等に応じて異なる。

総合解説：消防法の設備規制は「どの防火対象物に、どの設備を、どの基準で設置・維持するか」という体系で整理する。建築設備士試験では建築基準法上の防火設備との区別も重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0092

2-4 消防法 > 防火対象物・消防用設備 | 難易度：基礎

消防法施行令上の「消防の用に供する設備」の分類として、正しい組合せはどれか。

ア．避難設備・耐火構造・防火区画

イ．消火設備・警報設備・避難設備

ウ．消火設備・消防用水・排煙設備

エ．警報設備・非常用昇降機・防火戸

答え・解説

正答：イ

ア：耐火構造や防火区画は建築的な防火措置であり、消防の用に供する設備の三分類ではない。

イ：消防法令では「消防の用に供する設備」を消火設備、警報設備、避難設備に区分する。

ウ：消防用水と排煙設備は別区分であり、「消防の用に供する設備」の三分類ではない。

エ：非常用昇降機や防火戸は、この三分類の列挙ではない。

総合解説：消防用設備等の体系では、消防の用に供する設備（消火・警報・避難）、消防用水、消火活動上必要な施設を区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0093

2-4 消防法 > 防火対象物・消防用設備 | 難易度：基礎

次のうち、消防法令上の「消火設備」に該当するものはどれか。

- ア．誘導灯
- イ．連結送水管
- ウ．屋内消火栓設備
- エ．自動火災報知設備

答え・解説

正答：ウ

ア：誘導灯は避難設備である。

イ：連結送水管は消防隊の活動を支援する「消火活動上必要な施設」に分類される。

ウ：屋内消火栓設備は初期消火等を目的とする消火設備に分類される。

エ：自動火災報知設備は警報設備である。

総合解説：設備名から機能分類を即答できるようにする。屋内消火栓・スプリンクラー・消火器等は消火設備、自動火災報知は警報設備、誘導灯は避難設備である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0094

2-4 消防法 > 防火対象物・消防用設備 | 難易度：基礎

次のうち、消防法令上の「警報設備」に該当するものはどれか。

- ア．スプリンクラー設備
- イ．避難器具
- ウ．消防用水
- エ．自動火災報知設備

答え・解説

正答：エ

ア：スプリンクラー設備は消火設備である。

イ：避難器具は避難設備である。

ウ：消防用水は消防用設備等の一要素だが、警報設備ではない。

エ：自動火災報知設備は火災の発生を感知・報知する警報設備である。

総合解説：「報知・警報」が主目的の設備は警報設備である。機能と法令分類を対応させることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0095

2-4 消防法 > 防火対象物・消防用設備 | 難易度：標準

次のうち、消防法令上の「避難設備」に該当するものはどれか。

- ア．誘導灯
- イ．排煙設備
- ウ．屋外消火栓設備
- エ．ガス漏れ火災警報設備

答え・解説

正答：ア

ア：誘導灯は避難経路等を表示して避難を支援する避難設備である。
イ：消防法令上の排煙設備は消火活動上必要な施設として位置付けられる。
ウ：屋外消火栓設備は消火設備である。
エ：ガス漏れ火災警報設備は警報設備である。

総合解説：避難設備には避難器具、誘導灯、誘導標識などがある。排煙設備は名称から避難設備と誤認しやすいので分類を区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0096

2-4 消防法 > 防火対象物・消防用設備 | 難易度：標準

消防法令上の「消防用水」に関する説明として、最も適切なものはどれか。

- ア．避難方向を表示する誘導灯と同義である。
- イ．消防隊による消火活動に必要な水利を確保するための設備等であり、消防の用に供する設備の三分類とは別に位置付けられる。
- ウ．建築基準法上の給水設備と常に同一の設備をいう。
- エ．在館者に火災を自動通報する警報設備だけをいう。

答え・解説

正答：イ

ア：誘導灯は避難設備であり、消防用水とは異なる。
イ：消防用水は、防火水槽・貯水池等により消防活動のための水利を確保するものとして独立して整理される。
ウ：消防用水は消防活動上の水利確保を目的とする法令上の区分で、一般給水設備と同義ではない。
エ：それは警報設備の説明である。

総合解説：消防用設備等の法令体系を理解するには、消防用水を消火設備そのものと混同せず、独立区分として捉える。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0097

2-4 消防法 > 防火対象物・消防用設備 | 難易度：標準

消防法令上の「消火活動上必要な施設」に該当するものはどれか。

- ア．消火器
- イ．非常ベル
- ウ．連結送水管
- エ．避難はしご

答え・解説

正答：ウ

ア：消火器は消火設備である。

イ：非常ベル等の非常警報設備は警報設備である。

ウ：連結送水管は消防隊が高層階等で消火活動を行う際の送水を支援する施設である。

エ：避難はしごは避難器具であり、避難設備に分類される。

総合解説：連結送水管、排煙設備、非常コンセント設備、無線通信補助設備などは、消防隊の活動支援という観点から「消火活動上必要な施設」に整理される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0098

2-4 消防法 > 防火対象物・消防用設備 | 難易度：標準

消防法施行令別表第一の用途区分と「特定防火対象物」の考え方について、最も適切なものはどれか。

- ア．建築主が任意に特定防火対象物かどうかを選択できる。
- イ．延べ面積だけで決まり、用途は一切関係しない。
- ウ．すべての事務所が必ず特定防火対象物となる。
- エ．不特定多数の者が利用する用途や、災害時に避難上の配慮を要する者が利用する一定用途などが特定防火対象物として扱われる。

答え・解説

正答：エ

ア：法令上の用途区分等によって判断され、任意選択ではない。

イ：特定防火対象物かどうかは消防法施行令別表第一の用途区分が基本となる。

ウ：一般の事務所用途は通常、特定防火対象物の列举には含まれない。

エ：特定防火対象物は、用途の性質から火災時の人命危険が高いと考えられる一定の防火対象物を対象とする。

総合解説：特定防火対象物かどうかは、消防設備の点検結果報告周期などにも影響する。用途区分を前提に個別基準を読む。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0099

2-4 消防法 > 防火対象物・消防用設備 | 難易度：標準

飲食店と事務所が同一建物内に併存する複合用途の防火対象物を検討する際の基本姿勢として、最も適切なものはどれか。

ア．建物全体の用途構成と各用途部分を消防法施行令別表第一に照らし、複合用途として必要な消防用設備等を判定する。

イ．事務所部分がある限り、飲食店部分の用途は無視できる。

ウ．複合用途の建物には消防用設備等の規制は適用されない。

エ．床面積が最も小さい用途だけを建物全体の用途とみなす。

答え・解説

正答：ア

ア：複数用途が混在する場合は、一つの用途名だけで決め打ちせず、別表第一の複合用途区分や各部分の条件を確認する必要がある。

イ：特定用途部分を含むかどうかが重要であり、無視できない。

ウ：複合用途防火対象物にも用途・規模等に応じた消防用設備等の規制が適用される。

エ：用途判定は単純な最小面積用途への置換ではない。

総合解説：実務では「用途」「規模」「階」「無窓階等」「収容人員」などを重ねて設備要否を判定する。複合用途は用途判定の入口である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0100

2-4 消防法 > 防火対象物・消防用設備 | 難易度：標準

消防法令上の排煙設備の位置付けとして、最も適切なものはどれか。

ア．消火設備のうち、水を放射する設備に分類される。

イ．消防隊の活動を支援する「消火活動上必要な施設」の一つとして扱われる。

ウ．警報設備に分類され、火災の検知だけを目的とする。

エ．避難設備にのみ分類され、消防隊の活動支援とは無関係である。

答え・解説

正答：イ

ア：排煙設備は水系消火設備ではない。

イ：消防法令上、排煙設備は消火活動上必要な施設に位置付けられる。

ウ：排煙設備の主機能は煙の排出等であり、警報設備ではない。

エ：消防法令上は消火活動上必要な施設として整理される。

総合解説：建築基準法にも排煙規定があるが、消防法と建築基準法では制度目的・適用体系が異なる。同じ「排煙設備」という語でも根拠法令を確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0101

2-4 消防法 > 防火対象物・消防用設備 | 難易度：応用

「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」に関する説明として、最も適切なものはどれか。

- ア．代替制度は避難設備にしか適用されず、消火設備等には適用されない。
- イ．設計者が同等と判断すれば、消防機関の確認なしに自由に設備を省略できる。
- ウ．通常用いられる消防用設備等と同等以上の防火安全性能を有すると消防長又は消防署長が認める場合、所定の仕組みにより代替設備を用いることができる。
- エ．通常設備より性能が低くても、工事費が安ければ代替できる。

答え・解説

正答：ウ

ア：制度は消防の用に供する設備等について性能を軸に設けられている。

イ：代替は任意の自己判断ではなく、法令上の性能確認の枠組みに従う。

ウ：性能規定化により、所定の確認を経て同等以上の防火安全性能を有する設備を通常設備に代えて用いる仕組みがある。

エ：必要なのは同等以上の防火安全性能であり、価格だけでは決まらない。

総合解説：消防設備の性能規定化は「設備名が同じか」ではなく、必要とされる防火安全性能を確保できるかを所定の方法で確認する仕組みである。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0102

2-4 消防法 > 防火対象物・消防用設備 | 難易度：応用

消防用設備等の基本性能を「火災の拡大を初期に抑制」「安全な避難を支援」「消防隊の活動を支援」と整理した場合、設備の対応として最も適切なものはどれか。

- ア．連結送水管—避難経路表示、避難器具—初期消火、スプリンクラー設備—消防隊通信支援
- イ．消防用水—在館者への自動警報、非常ベル—消防隊への送水、消火器—避難方向表示
- ウ．自動火災報知設備—初期消火、消火器—避難経路表示、誘導灯—消防隊送水支援
- エ．スプリンクラー設備—初期拡大抑制、誘導灯—避難支援、連結送水管—消防隊活動支援

答え・解説

正答：エ

ア：設備の機能と基本性能が一致しない。

イ：いずれも主要機能の対応が誤っている。

ウ：それぞれの主要機能が入れ替わっている。

エ：各設備の主目的を基本性能に対応させた組合せである。

総合解説：設備名称の暗記だけでなく、火災時に「誰が何のために使う設備か」を軸に整理すると、類似設備を区別しやすい。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0103

2-4 消防法 > 消火・警報・避難設備の設置基準 | 難易度：基礎

地階を除く階数が7以上の建築物について、消防法令上、原則として設置対象となる代表的な消防活動支援設備はどれか。

- ア．連結送水管
- イ．非常用の照明装置
- ウ．防火戸
- エ．給湯設備

答え・解説

正答：ア

ア：消防法施行令上、地階を除く階数が7以上の建築物は連結送水管の代表的な設置対象である。

イ：非常用照明は建築基準法系の規定であり、この設問の消防法上の設備ではない。

ウ：防火戸は建築基準法上の防火設備で、連結送水管とは役割が異なる。

エ：給湯設備は消防隊の送水を支援する設備ではない。

総合解説：連結送水管は消防隊が高層階等へ送水するための消防活動上必要な施設である。代表的な設置階数を押さえる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0104

2-4 消防法 > 消火・警報・避難設備の設置基準 | 難易度：基礎

地階を除く階数が5以上で、延べ面積が6,000㎡以上の建築物について、消防法令上、原則として設置対象となる設備はどれか。

- ア．避雷設備
- イ．連結送水管
- ウ．住宅用火災警報器だけ
- エ．非常用昇降機のみ

答え・解説

正答：イ

ア：避雷設備はこの消防法上の設置条件に対応する設備ではない。

イ：地階を除く階数が5以上で延べ面積6,000㎡以上の建築物は、連結送水管の設置対象となる代表的条件の一つである。

ウ：用途・規模に応じて他の消防用設備等も必要であり、ここで問う条件は連結送水管に対応する。

エ：非常用昇降機は建築基準法上の別制度であり、この条件の消防法設備ではない。

総合解説：連結送水管は「7階以上」だけでなく、「5階以上かつ延べ面積6,000㎡以上」という代表的な条件もある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0105

2-4 消防法 > 消火・警報・避難設備の設置基準 | 難易度：基礎

地階を除く階数が11以上の建築物について、消防法令上、原則として設置対象となる代表的な設備はどれか。

- ア．住宅用換気扇
- イ．雨水利用設備
- ウ．非常コンセント設備
- エ．一般照明用コンセント

答え・解説

正答：ウ

ア：換気扇はこの消防法上の階数条件に対応する設備ではない。

イ：雨水利用設備は消防法令上の非常コンセント設備ではない。

ウ：非常コンセント設備は、地階を除く階数が11以上の建築物等を代表的な設置対象とする。

エ：一般の配線器具ではなく、消防隊の活動に使用する非常コンセント設備が対象となる。

総合解説：非常コンセント設備は高層部での消防活動に電源を供給する設備であり、連結送水管とともに高層建築物の消防活動支援設備として整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0106

2-4 消防法 > 消火・警報・避難設備の設置基準 | 難易度：標準

消防法令上の排煙設備の起動装置に関する説明として、最も適切なものはどれか。

- ア．自動起動装置だけが認められ、手動起動装置は禁止される。
- イ．起動装置は不要で、常時最大風量で運転し続けなければならない。
- ウ．室内温度が通常時より1℃上昇しただけで必ず起動する方式に限定される。
- エ．手動起動装置又は火災の発生を感知した場合に作動する自動起動装置を設ける。

答え・解説

正答：エ

ア：施行令は手動起動装置又は所定の自動起動装置を規定している。

イ：火災時に作動させるための起動装置が必要である。

ウ：起動方式をそのような単一条件に限定する規定ではない。

エ：消防法施行令第28条の基準では、排煙設備に手動又は火災感知による自動起動装置を設ける。

総合解説：消防法上の排煙設備は消防隊活動を支援するため、火災時に確実に起動できることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0107

2-4 消防法 > 消火・警報・避難設備の設置基準 | 難易度：標準

消防法令上の排煙設備について、火災時の機能確保の観点から最も適切なものはどれか。

ア．煙に接する部分は煙の熱・成分で機能に支障が生じにくい材料とし、非常電源等を含む所定の基準に従う。

イ．煙に接する部分は可燃材料であることが義務付けられている。

ウ．通常時しか使用しない設備なので、火災時の熱や停電は考慮しなくてよい。

エ．排煙口だけあればよく、起動装置や電源の基準は存在しない。

答え・解説

正答：ア

ア：排煙設備には、煙に接する部分の耐熱・耐煙性や非常電源等、火災時に機能を維持するための基準がある。

イ：火災時の機能支障を防ぐ方向の材料性能が求められ、可燃材料を義務付けるものではない。

ウ：火災時に使用する設備であり、熱や電源喪失を考慮した基準が必要である。

エ：起動装置、電源、風道等についても基準がある。

総合解説：排煙設備は「風量だけ」ではなく、起動、煙接触部、電源、配線等を一体として火災時機能を確保する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0108

2-4 消防法 > 消火・警報・避難設備の設置基準 | 難易度：標準

スプリンクラー設備と自動火災報知設備の主な役割の組合せとして、最も適切なものはどれか。

ア．スプリンクラー設備は警報設備、自動火災報知設備は消火設備である。

イ．スプリンクラー設備は消火設備、自動火災報知設備は警報設備である。

ウ．両方とも消防用水そのものである。

エ．両方とも避難設備である。

答え・解説

正答：イ

ア：分類が逆である。

イ：スプリンクラーは火災の消火・抑制を担い、自動火災報知設備は火災の感知・報知を担う。

ウ：消防用水は別区分であり、両設備の分類ではない。

エ：いずれも避難設備には分類されない。

総合解説：設備の名称だけでなく、「消す設備」と「知らせる設備」という機能差を明確にする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0109

2-4 消防法 > 消火・警報・避難設備の設置基準 | 難易度：標準

誘導灯・誘導標識の設置を検討する際の考え方として、最も適切なものはどれか。

- ア．建物用途や階に関係なく、建物中央に1台だけ設置すればよい。
- イ．誘導灯は消防隊への送水口を示すための設備である。
- ウ．防火対象物の用途や階、避難経路等について消防法令の適用条件を確認し、避難口・通路等を適切に示すように設置する。
- エ．誘導標識は消火設備なので、避難経路との関係は考えなくてよい。

答え・解説

正答：ウ

ア：用途・階・避難経路等に応じて設置基準が定められる。

イ：誘導灯は主として避難を支援する設備である。

ウ：誘導灯・誘導標識は避難設備であり、用途・階等に応じた法令基準と避難経路の実態を踏まえて設置する。

エ：誘導標識は避難設備であり、避難経路表示と密接に関係する。

総合解説：避難設備は「設置の有無」だけでなく、火災時に利用者が避難方向を認識できる配置・性能が重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0110

2-4 消防法 > 消火・警報・避難設備の設置基準 | 難易度：標準

自動火災報知設備に期待される基本機能として、最も適切なものはどれか。

- ア．火災時に煙を屋外へ機械排出する。
- イ．消火水を配管へ加圧送水することだけを目的とする。
- ウ．避難者を窓から直接降下させる。
- エ．火災の発生を感知し、建物内等に報知して初期対応や避難につなげる。

答え・解説

正答：エ

ア：それは排煙設備の機能である。

イ：それは消火設備・送水設備側の機能であり、自動火災報知設備の中心機能ではない。

ウ：それは避難器具等の機能に関係する。

エ：自動火災報知設備は警報設備であり、火災を感知・報知することが中心機能である。

総合解説：警報設備は他設備と連動する場合があるが、分類上の中心機能は火災等の発生を感知・報知することである。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0111

2-4 消防法 > 消火・警報・避難設備の設置基準 | 難易度：応用

「通常用いられる消防用設備等」と異なる設備方式を採用したい場合の法令上の考え方として、最も適切なものはどれか。

ア．必要な防火安全性能について同等以上であることを、法令に定める手続・方法で確認した上で採用する。

イ．設備費が通常方式より高ければ、自動的に同等以上とみなされる。

ウ．通常設備と異なる方式は一切認められない。

エ．設計者が新技術と評価すれば、性能確認をせずに採用できる。

答え・解説

正答：ア

ア：性能規定による代替は、同等以上の防火安全性能を確認する制度であり、設置義務の自由な免除制度ではない。

イ：価格は防火安全性能の判定基準ではない。

ウ：所定の性能確認を経る代替制度がある。

エ：新技術であることだけでは法令上の代替要件を満たさない。

総合解説：建築設備の実務では性能設計の発想が重要だが、法令が要求する性能と確認主体・手続を外してはならない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0112

2-4 消防法 > 消火・警報・避難設備の設置基準 | 難易度：応用

消防法上の設備と建築基準法上の設備が同じ建物に併存する場合の法適合確認として、最も適切なものはどれか。

ア．消防法に適合すれば建築基準法の確認は常に不要である。

イ．同じ名称・類似機能の設備でも、消防法と建築基準法それぞれの適用条件・性能基準を確認する。

ウ．建築基準法に適合すれば消防法の設備規定はすべて免除される。

エ．設備法令は互いに独立しているので、同一設備を兼用する可能性は一切ない。

答え・解説

正答：イ

ア：根拠法令ごとに適用条件・基準があるため、両方の確認が必要な場合がある。

イ：たとえば排煙設備は両法令に規定があり得るため、一方への適合だけで他方への適合を当然に満たすとは限らない。

ウ：自動的な全面免除ではない。

エ：法令間で整合や兼用が認められる場合もあるが、個別要件の確認が必要である。

総合解説：建築設備士には法令横断での整合確認が求められる。「同じ設備名 = 同じ基準」と短絡しない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0113

2-4 消防法 > 点検・届出・危険物 | 難易度：基礎

消防用設備等の機器点検の標準的な点検期間として、正しいものはどれか。

- ア．5年ごと（法令上の別条件を当てはめる）
- イ．毎月1回（別の期間・周期条件を当てはめる・最小側の候補値を採用）
- ウ．6か月ごと（設問対象の法令・基準を適用）
- エ．2年ごと（別の期間・周期条件を当てはめる・小さめ側の候補値を採用）

答え・解説

正答：ウ

ア：消防用設備等の機器点検の法定周期ではない。

イ：一般的な機器点検周期は6か月であり、毎月一律ではない。

ウ：消防庁告示では、消防用設備等の機器点検を原則6か月ごとに行う。

エ：機器点検周期として長すぎる。

総合解説：「点検」と「点検結果の報告」は周期が異なる。機器点検6か月、総合点検1年をまず整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0114

2-4 消防法 > 点検・届出・危険物 | 難易度：基礎

消防用設備等の総合点検の標準的な点検期間として、正しいものはどれか。

- ア．6か月ごと（別の期間・周期条件を当てはめる・条件甲）〔甲案〕
- イ．3年ごと（別の期間・周期条件を当てはめる・条件乙）〔乙候補〕
- ウ．3か月ごと（別の期間・周期条件を当てはめる・条件丙）〔丙パターン〕
- エ．1年ごと（設問対象の法令・基準を適用）〔丁比較値〕

答え・解説

正答：エ

ア：6か月は機器点検の標準周期であり、総合点検とは区別する。

イ：3年は一部防火対象物の点検結果報告周期として現れるが、総合点検周期ではない。

ウ：総合点検の標準周期ではない。

エ：消防庁告示では、総合点検を原則1年ごとに行う。

総合解説：機器点検6か月と総合点検1年を混同しない。報告周期はさらに防火対象物の種別で異なる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0115

2-4 消防法 > 点検・届出・危険物 | 難易度：標準

消防用設備等の点検結果を消防長又は消防署長へ報告する周期について、最も適切な組合せはどれか。

- ア．特定防火対象物は1年に1回、その他は3年に1回（設問対象の定義・条件を適用）
- イ．特定防火対象物は3年に1回、その他は1年に1回（比・関係を逆向きに扱う）
- ウ．すべての防火対象物が6か月に1回（別の期間・周期条件を当てはめる）
- エ．すべての防火対象物が5年に1回（法令上の別条件を当てはめる）

答え・解説

正答：ア

ア：消防庁の点検報告制度では、特定防火対象物は1年に1回、その他は3年に1回の報告が基本である。

イ：周期が逆である。

ウ：6か月は機器点検の周期であり、報告周期ではない。

エ：法令上の基本報告周期と一致しない。

総合解説：点検実施周期と行政への報告周期は別物である。特定防火対象物は人命危険の観点から報告周期が短い。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0116

2-4 消防法 > 点検・届出・危険物 | 難易度：標準

消防用設備等の点検報告制度に関する説明として、最も適切なものはどれか。

- ア．一度消防検査に合格すれば、その後の定期点検は不要になる。
- イ．一定の規模・用途等の防火対象物では、消防設備士又は消防設備点検資格者等に点検させることが必要となる。
- ウ．どのような建物でも、必ず所有者本人だけが点検しなければならない。
- エ．点検は消防署がすべて無償で代行するため、関係者の義務ではない。

答え・解説

正答：イ

ア：完成時の検査と維持段階の定期点検は別である。

イ：防火対象物の規模や用途等によっては、資格者による点検が求められる。

ウ：一定の防火対象物では資格者点検が必要であり、所有者本人だけに限定されない。

エ：消防用設備等の維持・点検報告は防火対象物の関係者側の義務である。

総合解説：消防設備の法令対応は「設置→検査→維持→定期点検→報告」というライフサイクルで捉える。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0117

2-4 消防法 > 点検・届出・危険物 | 難易度：標準

消防法上の「危険物」の定義として、最も適切なものはどれか。

- ア．液体であれば性状を問わずすべて危険物である。
- イ．建築材料として使われる物は危険物からすべて除外される。
- ウ．消防法別表第一の品名欄に掲げられ、区分に応じて同表の性質欄に掲げる性状を有する物品
- エ．燃える可能性がある物を、法令の列挙に関係なくすべて危険物という。

答え・解説

正答：ウ

- ア：固体の危険物もあり、液体すべてが危険物でもない。
- イ：用途だけで一律に除外されるものではなく、法定の品名・性状で判断する。
- ウ：消防法第2条第7項は、別表第一の品名と性状により危険物を定義する。
- エ：一般的な危険性だけでは消防法上の危険物の定義にならない。

総合解説：危険物規制は「別表第一の類・品名・性状」と「指定数量」を軸に整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0118

2-4 消防法 > 点検・届出・危険物 | 難易度：標準

指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いに関する基本原則として、最も適切なものはどれか。

- ア．建物内であれば、許可なくどこでも貯蔵できる。
- イ．指定数量以上になるほど規制が緩和される。
- ウ．設備基準はなく、危険物取扱者の判断だけに委ねられる。
- エ．原則として許可を受けた危険物施設で、位置・構造・設備等の基準に従って貯蔵・取り扱う。

答え・解説

正答：エ

- ア：指定数量以上は危険物施設以外での貯蔵・取扱いが原則禁止される。
- イ：数量増加に伴い消防法上の危険物規制の対象となる。
- ウ：危険物施設には位置・構造・設備等の技術基準がある。
- エ：指定数量以上では消防法による危険物施設の許可・技術基準が中心となる。

総合解説：建築設備計画では燃料タンク等の容量が指定数量を超えるかを確認し、危険物施設としての許可・設備条件を早期に検討する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0119

2-4 消防法 > 点検・届出・危険物 | 難易度：応用

指定数量未満の危険物の貯蔵・取扱いについて、最も適切なものはどれか。

- ア．消防法の指定数量以上の施設規制の対象外であっても、市町村条例による基準が適用され得る。
- イ．指定数量未満は危険物ではなくなる。
- ウ．指定数量未満なら一切の防火規制がない。
- エ．必ず国土交通大臣の建築設備士登録が必要になる。

答え・解説

正答：ア

ア：指定数量未満の貯蔵・取扱いは、火災予防条例等の市町村条例による規制を確認する必要がある。

イ：消防法上の危険物該当性と指定数量による規制区分は別である。

ウ：条例による基準が適用されるため、無規制ではない。

エ：危険物の数量規制と建築設備士登録は別制度である。

総合解説：「危険物かどうか」と「指定数量以上かどうか」を分けて判断する。指定数量未満でも条例規制がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0120

2-4 消防法 > 点検・届出・危険物 | 難易度：応用

危険物の運搬に関する基本的な規制として、最も適切なものはどれか。

- ア．指定数量以上であっても、車両運搬なら消防法令は適用されない。
- イ．運搬する量の多少にかかわらず、法令で定める安全確保のための基準に従う必要がある。
- ウ．危険物の運搬規制は建築基準法だけで完結する。
- エ．指定数量未満なら運搬基準は一切適用されない。

答え・解説

正答：イ

ア：運搬方法に応じた基準に従う必要がある。

イ：消防庁は、危険物の運搬について量の多少を問わず法令上の安全基準に従う必要があると整理している。

ウ：危険物運搬は消防法令の規制対象である。

エ：運搬については量の多少を問わず基準が適用される。

総合解説：「貯蔵・取扱い」の数量区分と「運搬」の基準適用を混同しない。運搬は量の多少にかかわらず安全基準が基本となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0121

2-5 関係法令・省エネ法制 > 電気事業法・電気工事士法等 | 難易度：基礎

電気事業法の目的に関する説明として、最も適切なものはどれか。

- ア．電気工事士試験の出題科目だけを定めることを目的とする。
- イ．建築物の意匠・用途地域だけを規制する。
- ウ．電気事業の適正・合理的な運営等に加え、電気工作物の工事・維持・運用を規制して公共の安全確保と環境保全を図る。
- エ．電気料金を全国一律額に固定することだけを目的とする。

答え・解説

正答：ウ

ア：電気工事士資格は関連制度の一つであり、電気事業法の目的はより広い。

イ：それは建築法規の別分野であり、電気事業法の目的ではない。

ウ：電気事業法は電気事業の制度だけでなく、電気工作物の保安規制を通じて公共の安全と環境保全を図る。

エ：電気事業法の目的は事業運営、使用者利益、健全な発達、電気工作物の保安等を含む。

総合解説：建築設備士にとって電気事業法は、受変電設備等の設置者側の保安責任・技術基準を理解する入口となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0122

2-5 関係法令・省エネ法制 > 電気事業法・電気工事士法等 | 難易度：基礎

電気工事士制度の主な目的として、最も適切なものはどれか。

- ア．消防設備士の免状種類を定める。
- イ．電気料金の認可だけを行う。
- ウ．建築確認の確認済証を交付する者を定める。
- エ．電気工事の欠陥による感電・火災等の災害を防止するため、一定の電気工事の作業に必要な資格を定める。

答え・解説

正答：エ

ア：消防設備士は消防法の別資格である。

イ：電気工事士制度は工事作業者の資格制度であり、料金認可制度ではない。

ウ：建築確認は建築基準法の制度である。

エ：電気工事士法は、工事施工の資格を定めることで電気工事の欠陥による災害防止を図る。

総合解説：電気事業法が電気工作物の保全体を規制するのに対し、電気工事士法は一定の電気工事作業に従事する者の資格を中心に規制する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0123

2-5 関係法令・省エネ法制 > 電気事業法・電気工事士法等 | 難易度：基礎

一般用電気工作物等に係る電気工事の作業に従事できる資格の組合せとして、最も適切なものはどれか。

- ア．第一種電気工事士又は第二種電気工事士
- イ．建築設備士だけでよい。
- ウ．無資格者でも工事契約を締結していればよい。
- エ．第二種電気工事士だけであり、第一種電気工事士は従事できない。

答え・解説

正答：ア

ア：一般用電気工作物等に係る電気工事は、第一種又は第二種電気工事士が対象となる。

イ：建築設備士資格だけで電気工事士法上の作業資格を代替できない。

ウ：資格を要する電気工事の作業には所定資格が必要である。

エ：第一種電気工事士も一般用電気工作物等の工事に従事できる。

総合解説：設計資格・工事監理資格と、実際の電気工事作業に必要な資格を区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0124

2-5 関係法令・省エネ法制 > 電気事業法・電気工事士法等 | 難易度：標準

最大電力500kW未満の自家用電気工作物に係る電気工事（特殊電気工事や簡易電気工事等を除く）に従事する者として、原則適切なのはどれか。

- ア．第二種電気工事士免状だけを有する者
- イ．第一種電気工事士
- ウ．建築設備士資格だけを有する者
- エ．電気工事の資格を何も持たない者

答え・解説

正答：イ

ア：第二種電気工事士の基本作業範囲は一般用電気工作物等であり、自家用電気工作物の一般工事には足りない。

イ：自家用電気工作物のうち電気工事士法の対象となる一般的な工事は、第一種電気工事士の作業範囲となる。

ウ：建築設備士資格は電気工事士法上の施工資格ではない。

エ：資格を要する工事であり、無資格従事はできない。

総合解説：電気工事士法では一般用と自家用、さらに簡易電気工事・特殊電気工事を区別して必要資格を判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0125

2-5 関係法令・省エネ法制 > 電気事業法・電気工事士法等 | 難易度：標準

認定電気工事従事者が行うことができる工事として、最も適切なものはどれか。

- ア．危険物施設の消防設備点検だけ
- イ．すべての高圧送電線路工事
- ウ．自家用電気工作物に係る電気工事のうち、電圧600V以下で使用する設備に係る所定の簡易電気工事
- エ．建築物の構造設計

答え・解説

正答：ウ

ア：消防設備点検の資格制度とは別である。

イ：認定電気工事従事者の対象は所定の簡易電気工事であり、高圧送電線路全般ではない。

ウ：認定電気工事従事者は、最大電力500kW未満の需要設備における600V以下の簡易電気工事（電線路に係るものを除く）を対象とする。

エ：電気工事の認定資格であり、構造設計資格ではない。

総合解説：第二種電気工事士と認定電気工事従事者を混同しない。後者は自家用電気工作物のうち一定の簡易電気工事を対象とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0126

2-5 関係法令・省エネ法制 > 電気事業法・電気工事士法等 | 難易度：標準

電気設備を設計・施工する際の技術基準に関する基本原則として、最も適切なものはどれか。

- ア．設備は通常運転時だけ安全ならよく、異常時は考慮しなくてよい。
- イ．接地はどの設備でも法令上禁止される。
- ウ．美観を最優先し、安全性は設備所有者の任意判断に委ねる。
- エ．感電、火災その他人体への危害や物件への損傷のおそれがないように施設する。

答え・解説

正答：エ

ア：地絡、異常電位、過熱等を含む危険防止の措置が必要である。

イ：必要箇所には接地その他の適切な措置が求められる。

ウ：安全確保は法令上の技術基準で要求される。

エ：電気設備に関する技術基準は、感電・火災等の防止を基本的な安全要求としている。

総合解説：設備計画では容量・効率だけでなく、感電・火災・地絡・異常電圧等の保安要求を満たす必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0127

2-5 関係法令・省エネ法制 > 電気事業法・電気工事士法等 | 難易度：標準

一般用電気工作物等に係る電気工事を行う営業所における主任電気工事士について、最も適切なものはどれか。

ア．登録電気工事業者は、該当業務を行う営業所ごとに主任電気工事士を置き、一般用電気工事の作業を管理させる。

イ．会社全体で1人いれば、全国の全営業所について必ず足りる。

ウ．主任電気工事士は工事代金だけを管理し、作業管理には関与しない。

エ．一般用電気工事を行う営業所でも主任電気工事士は任意である。

答え・解説

正答：ア

ア：電気事業法では、一般用電気工事を行う営業所ごとに主任電気工事士の設置を求める。

イ：営業所ごとの設置が基本である。

ウ：一般用電気工事による危険・障害が生じないよう作業を管理する職務を担う。

エ：法令上の設置義務がある。

総合解説：「電気工事士法 = 作業資格」「電気事業法 = 事業者の登録・営業所管理」と整理すると混同を防げる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0128

2-5 関係法令・省エネ法制 > 電気事業法・電気工事士法等 | 難易度：標準

主任電気工事士となることができる者として、最も適切なものはどれか。

ア．無資格者でも営業所長なら主任電気工事士になれる。

イ．第一種電気工事士、又は第二種電気工事士免状取得後に電気工事について3年以上の実務経験を有する者

ウ．第二種電気工事士免状を取得した当日で、実務経験がない者が常に主任電気工事士になれる。

エ．建築設備士であれば電気工事士免状がなくても当然に主任電気工事士になれる。

答え・解説

正答：イ

ア：役職名だけでは法定資格要件を満たさない。

イ：一般用電気工事を管理する主任電気工事士には、第一種電気工事士又は所定実務経験を有する第二種電気工事士等の要件がある。

ウ：第二種の場合は免状取得後3年以上の電気工事実務経験が必要である。

エ：建築設備士資格は主任電気工事士の資格要件を当然には満たさない。

総合解説：建築設備設計者が施工体制を確認する際、電気工事士の作業資格だけでなく、電気工事業者側の主任電気工事士制度も理解しておく。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0129

2-5 関係法令・省エネ法制 > 電気事業法・電気工事士法等 | 難易度：応用

登録電気工事業者の登録の有効期間として、正しいものはどれか。

- ア．10年（別の期間・周期条件を当てはめる・条件甲）〔甲案〕
- イ．無期限（別の期間・周期条件を当てはめる・条件乙）〔乙候補〕
- ウ．5年（設問対象の定義・条件を適用）〔丙パターン〕
- エ．1年（別の期間・周期条件を当てはめる・条件丁）〔丁比較値〕

答え・解説

正答：ウ

ア：登録有効期間は10年ではない。

イ：登録には有効期間があり、更新制度がある。

ウ：登録電気工事業者の登録有効期間は5年であり、継続して営業するには更新登録が必要となる。

エ：登録有効期間は1年ではない。

総合解説：資格免状の有効期間と事業者登録の有効期間を混同しない。この5年は「登録電気工事業者」の登録に関する期間である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0130

2-5 関係法令・省エネ法制 > 電気事業法・電気工事士法等 | 難易度：応用

電気事業法、電気工事士法、電気工事業法の役割分担として、最も適切なものはどれか。

- ア．三法はいずれも建築物の容積率だけを規定する。
- イ．電気工事士法は電気料金を、電気事業法は建築士免許を規定する。
- ウ．電気工事業法が存在するため、電気工事士の資格は不要である。
- エ．電気事業法は電気工作物の保安等、電気工事士法は一定工事の作業資格、電気工事業法は電気工事業者の登録・業務適正化等を主に扱う。

答え・解説

正答：エ

ア：容積率は建築基準法の分野であり、三法の役割ではない。

イ：法令の対象が逆でもなく、そもそもそのような役割分担ではない。

ウ：事業者登録と作業資格は別の規制で、両方の要件を確認する必要がある。

エ：三法は重なりながらも、設備保安・作業資格・事業者規制という異なる軸を持つ。

総合解説：建築設備士試験では似た名称の電気関係法令を横断して問われやすい。誰（設置者・作業者・事業者）に何を求める法律かで整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0131

2-5 関係法令・省エネ法制 > 建設業法・労安法・廃棄物・再資源化 | 難易度：基礎

建設業法上、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる技術者として、原則として工事現場に置かれるものはどれか。

- ア．主任技術者
- イ．エネルギー管理士だけ
- ウ．建築設備士だけ
- エ．消防設備点検資格者だけ

答え・解説

正答：ア

ア：建設業者は、その請け負った建設工事を施工するとき、法令上の例外を除き工事現場に主任技術者を置くことが基本である。

イ：エネルギー管理士は省エネ法系の資格であり、建設業法上の主任技術者とは別である。

ウ：建築設備士は設備設計等の専門資格であり、建設業法上の主任技術者制度とは別である。

エ：消防設備点検資格者は消防設備の点検制度に関係し、建設業法上の現場技術者とは別である。

総合解説：主任技術者・監理技術者は建設工事の適正施工を技術面から確保する制度である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0132

2-5 関係法令・省エネ法制 > 建設業法・労安法・廃棄物・再資源化 | 難易度：基礎

建設業法上、監理技術者が主任技術者に代えて必要となる場面の考え方として、最も適切なものはどれか。

- ア．監理技術者は発注者側だけが置く者で、建設業者側には関係しない。
- イ．発注者から直接請け負った建設工事で、下請契約額が法定の基準以上となるなど所定の場合に監理技術者を置く。
- ウ．監理技術者は工事の技術管理を行わず、会計処理のみを担当する。
- エ．すべての小規模工事で必ず主任技術者と監理技術者を同時に2人置く。

答え・解説

正答：イ

ア：施工者側の技術者制度である。

イ：監理技術者は、元請として一定規模以上の下請施工を行う場合など、より高度な総合的施工管理が必要なケースで求められる。

ウ：施工の技術上の管理を担う。

エ：監理技術者は所定の要件に該当する場合に主任技術者に代えて置く制度である。

総合解説：主任技術者と監理技術者は工事規模・下請構造等に応じて区分される。細かな金額基準は改正があるため、試験基準日の法令で確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0133

2-5 関係法令・省エネ法制 > 建設業法・労安法・廃棄物・再資源化 | 難易度：基礎

主任技術者・監理技術者の職務に含まれるものとして、最も適切なものはどれか。

- ア．建築確認の確認済証を自ら発行すること
- イ．消防署長の権限で危険物施設の許可を行うこと
- ウ．施工計画の作成、工程管理、品質管理、施工従事者への技術上の指導監督など
- エ．工事費の支払だけを行い、施工技術には関与しないこと

答え・解説

正答：ウ

ア：確認済証の交付は建築基準法上の確認機関等の業務である。

イ：危険物施設の許可権限と建設業法上の技術者職務は別である。

ウ：主任技術者・監理技術者は、工事現場における施工の技術上の管理を担い、施工計画、工程、品質、安全等を管理する。

エ：技術上の施工管理が中心職務である。

総合解説：設備工事でも工程・品質・安全の管理は相互に関連する。施工図・試験・検査計画と合わせて技術管理を考える。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0134

2-5 関係法令・省エネ法制 > 建設業法・労安法・廃棄物・再資源化 | 難易度：標準

労働安全衛生法上、事業者が講ずべき基本的な措置として、最も適切なものはどれか。

- ア．設備工事は建物内作業なので労働安全衛生法の対象外である。
- イ．安全対策は労働者の自己責任のみとし、事業者には義務がない。
- ウ．工期短縮のためなら安全措置を省略できる。
- エ．機械・設備、爆発性物質、電気等による危険や、作業行動による労働災害を防止するため必要な措置を講ずる。

答え・解説

正答：エ

ア：設備工事にも労働安全衛生法上の安全衛生規制が適用される。

イ：事業者に危険防止措置を講ずる義務がある。

ウ：工期を理由に法定の安全措置を省略することはできない。

エ：労働安全衛生法は事業者に、設備・物質・エネルギー・作業行動等から生じる危険を防止する措置を求める。

総合解説：施工計画では品質・工程だけでなく、安全衛生法令に基づく危険防止措置を組み込む必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0135

2-5 関係法令・省エネ法制 > 建設業法・労安法・廃棄物・再資源化 | 難易度：標準

労働安全衛生法上、労働者に求められる対応として、最も適切なものはどれか。

- ア．事業者が法令に基づいて講ずる危険防止措置に応じ、必要な事項を守る。
- イ．安全衛生上の義務は行政機関だけが負い、現場関係者は負わない。
- ウ．労働者が注意すれば、事業者は法定安全措置を講じなくてよい。
- エ．事業者が安全措置を講じても、労働者は自由に無視できる。

答え・解説

正答：ア

ア：労働安全衛生法第26条は、労働者等にも事業者が講ずる措置に応じて必要事項を守ることが求められる。

イ：事業者・労働者等それぞれに法令上の責務がある。

ウ：労働者の遵守義務は事業者の措置義務を免除しない。

エ：労働者側にも必要事項を守る義務がある。

総合解説：安全管理は「事業者の措置」と「作業者の遵守」の両輪で成立する。どちらか一方だけで代替できない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0136

2-5 関係法令・省エネ法制 > 建設業法・労安法・廃棄物・再資源化 | 難易度：標準

労働安全衛生法第59条に基づく安全衛生教育について、最も適切なものはどれか。

- ア．安全衛生教育は労働者が希望した場合だけ行えばよい。
- イ．事業者は労働者を雇い入れたとき、また作業内容を変更したとき、業務に関する安全衛生教育を行う。
- ウ．一度雇入れ時教育をすれば、作業内容が大幅に変わっても教育は不要である。
- エ．危険又は有害な業務でも特別教育という制度は存在しない。

答え・解説

正答：イ

ア：法令上、事業者に実施義務がある。

イ：雇入れ時教育と作業内容変更時教育は労働安全衛生法第59条の基本事項である。

ウ：作業内容変更時にも教育が必要となる。

エ：所定の危険・有害業務には特別教育が規定されている。

総合解説：設備工事では工程進行に伴い作業内容や使用機械が変わる。教育が必要となる場面を施工計画・安全計画で把握する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0137

2-5 関係法令・省エネ法制 > 建設業法・労安法・廃棄物・再資源化 | 難易度：標準

建設工事に伴って生じる廃棄物について、廃棄物処理法上の排出事業者の考え方として、原則最も適切なものはどれか。

- ア．産業廃棄物処理業者が、委託を受けた時点で常に排出事業者へ変わる。
- イ．工事現場の近隣住民が排出事業者となる。
- ウ．発注者から直接建設工事を請け負った元請業者が排出事業者となる。
- エ．発注者が必ず排出事業者となり、元請業者は一切責任を負わない。

答え・解説

正答：ウ

ア：処理委託をしても排出事業者の責任が消滅するわけではない。

イ：工事から発生した廃棄物の排出事業者ではない。

ウ：建設廃棄物については、原則として元請業者が排出事業者として処理責任を負う。

エ：建設工事では原則として元請業者が排出事業者となる。

総合解説：建設廃棄物は元請業者が排出事業者となる原則を押さえ、下請・処理業者への委託と責任主体を混同しない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0138

2-5 関係法令・省エネ法制 > 建設業法・労安法・廃棄物・再資源化 | 難易度：標準

産業廃棄物の処理を他者に委託する場合のマニフェストの主な目的として、最も適切なものはどれか。

- ア．電気工事士免状の代わりに使用する。
- イ．廃棄物の処理責任を排出事業者から完全に消滅させる。
- ウ．建築確認申請の構造計算書として使用する。
- エ．排出事業者が、委託した産業廃棄物の運搬・処分の流れと処理終了を確認する。

答え・解説

正答：エ

ア：資格免状とは関係しない。

イ：委託しても排出事業者には適正処理を確保する責任がある。

ウ：マニフェストは廃棄物処理管理の書類であり、構造計算書ではない。

エ：マニフェスト（産業廃棄物管理票）は、委託処理の流れを追跡し、適正処理の終了を確認するための仕組みである。

総合解説：廃棄物処理は委託契約を結べば終わりではない。マニフェスト等により最終処理まで確認する管理が重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0139

2-5 関係法令・省エネ法制 > 建設業法・労安法・廃棄物・再資源化 | 難易度：応用

建設リサイクル法上の「特定建設資材」に含まれるものとして、正しいものはどれか。

- ア．木材
- イ．石こうボード
- ウ．ガラスだけ
- エ．塩化ビニル管だけ

答え・解説

正答：ア

ア：特定建設資材は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートの4品目である。

イ：石こうボードは、この法令上の特定建設資材4品目には含まれない。

ウ：ガラスは特定建設資材4品目の列举には含まれない。

エ：塩化ビニル管は特定建設資材4品目の列举には含まれない。

総合解説：設備改修・解体では多様な廃材が発生するが、建設リサイクル法の特定建設資材4品目と、廃棄物処理法上の廃棄物区分は別に整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0140

2-5 関係法令・省エネ法制 > 建設業法・労安法・廃棄物・再資源化 | 難易度：応用

建設リサイクル法上の対象建設工事の規模基準に関する組合せとして、正しいものはどれか。

- ア．建築物の解体・新築・増築は面積に関係なくすべて一律で対象建設工事となる。（別の前提条件を仮定・基準・条件甲）
- イ．建築物の解体工事：床面積80㎡以上 / 建築物の新築・増築：床面積500㎡以上（設問対象の定義・条件を適用）
- ウ．建築物の解体工事：床面積500㎡以上 / 新築・増築：床面積80㎡以上（比・関係を逆向きに扱う）
- エ．建築物の解体工事：床面積10㎡以上 / 新築・増築：床面積20㎡以上（別の前提条件を仮定・基準・条件丁）

答え・解説

正答：イ

ア：対象建設工事は工事種別ごとの規模基準以上であることが前提となる。

イ：対象工事の代表基準は、建築物解体80㎡以上、新築・増築500㎡以上である。

ウ：解体と新築・増築の床面積基準が逆である。

エ：建設リサイクル法の政令規模基準とは異なる。

総合解説：さらに、修繕・模様替は請負代金1億円以上、その他工作物は500万円以上という代表基準も押さえる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0141

2-5 関係法令・省エネ法制 > 建築物省エネ法・省エネ基準・手続 | 難易度：基礎

2025年4月1日以降に着工する新築の住宅・非住宅について、省エネ基準適合義務の基本的な扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア．住宅だけが対象で、非住宅はすべて対象外である。〔甲案〕
- イ．建築物の用途・規模にかかわらず、すべて努力義務にとどまる。〔乙候補〕
- ウ．適用除外を除き、原則としてすべての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合義務が課される。〔丙パターン〕
- エ．非住宅の2,000㎡以上だけが対象で、住宅はすべて対象外である。〔丁比較値〕

答え・解説

正答：ウ

ア：非住宅も原則として適合義務の対象である。

イ：原則として適合が義務化されている。

ウ：2025年4月施行の改正により、原則すべての新築住宅・非住宅が省エネ基準適合義務の対象となった。

エ：2025年4月以降は住宅・小規模非住宅にも対象が拡大されている。

総合解説：建築設備士試験の令和8年法令基準日（2026年1月1日）では、2025年4月の全面適合義務化がすでに施行済みである。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0142

2-5 関係法令・省エネ法制 > 建築物省エネ法・省エネ基準・手続 | 難易度：基礎

2025年4月以降の建築物省エネ法における増改築の省エネ基準適合範囲として、最も適切なものはどれか。

- ア．増改築を行わない既存部分だけを評価し、増改築部分は対象外とする。
- イ．増改築の場合は省エネ基準が一切適用されない。
- ウ．必ず既存建築物全体を現行基準まで全面改修しなければならない。
- エ．原則として増改築を行う部分が省エネ基準適合義務の対象となる。

答え・解説

正答：エ

ア：対象は増改築を行う部分である。

イ：適用除外等を除き、増改築部分に適合義務がある。

ウ：2025年4月以降は増改築部分のみを適合対象とする考え方に変更された。

エ：改正後は、既存部分を含む建築物全体ではなく、増改築部分について基準適合を求める仕組みに見直された。

総合解説：既存建物の設備改修計画では、どの部分が「増改築」に該当し、評価対象となるかを早期に整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0143

2-5 関係法令・省エネ法制 > 建築物省エネ法・省エネ基準・手続 | 難易度：基礎

2025年4月の省エネ基準適合義務拡大に伴う旧届出制度の扱いとして、最も適切なものはどれか。

- ア．従来の届出義務は、適合義務の対象拡大に伴い廃止された。
- イ．旧届出義務は消防法上の点検報告制度に統合された。
- ウ．届出義務だけが残り、省エネ基準への適合は不要になった。
- エ．届出義務は建築士法へ移されただけで内容は同じである。

答え・解説

正答：ア

ア：改正により従来の届出義務（旧第19条）は廃止され、原則として基準適合義務へ移行した。

イ：消防法の点検報告とは別制度である。

ウ：制度は逆に適合義務を拡大する方向で改正された。

エ：建築物省エネ法の制度改正として廃止された。

総合解説：制度改正では「適合義務」「届出義務」「説明義務」のどれが残るかを時点とともに整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0144

2-5 関係法令・省エネ法制 > 建築物省エネ法・省エネ基準・手続 | 難易度：標準

2025年4月以降の省エネ基準適合確認について、建築確認との関係として最も適切なものはどれか。

- ア．建築確認を受ければ、省エネ基準そのものに適合していなくてもよい。
- イ．省エネ基準適合義務は建築基準関係規定として位置付けられ、原則として建築確認・完了検査の中でも適合が確認される。
- ウ．省エネ基準の審査は消防署だけが行う。
- エ．省エネ基準は建築確認と完全に無関係で、着工後に任意確認するだけでよい。

答え・解説

正答：イ

ア：確認手続と実体的な基準適合は別であり、適合義務を満たす必要がある。

イ：全面義務化後は、省エネ基準への適合が建築確認・完了検査の対象として一体的に審査される。

ウ：消防法の審査とは別で、建築確認・省エネ適判等の制度で確認される。

エ：省エネ適合は建築確認等と連動する。

総合解説：設備設計段階で省エネ計算を後回しにすると確認手続に影響する。建築計画・設備容量・制御方式と並行して性能確認を進める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0145

2-5 関係法令・省エネ法制 > 建築物省エネ法・省エネ基準・手続 | 難易度：標準

2025年4月以降の省エネ基準適合義務について、適用除外の例として最も適切なものはどれか。

- ア．床面積300㎡未満の建築物はすべて適用除外となる。
- イ．住宅はすべて適用除外となる。
- ウ．床面積10㎡以下の新築・増改築など、政令等で定める一定の建築物
- エ．非住宅建築物はすべて適用除外となる。

答え・解説

正答：ウ

ア：2025年4月以降は小規模建築物も原則適合義務の対象であり、300㎡未満というだけでは除外されない。
イ：住宅も原則として適合義務の対象である。
ウ：原則全面義務化であっても、床面積10㎡以下の新築・増改築や、空調設備を設ける必要がない一定建築物、文化財等には適用除外がある。
エ：非住宅も原則として適合義務の対象である。

総合解説：「原則すべて」と「適用除外」をセットで理解する。面積10㎡以下などの例外を確認せずに一律判断しない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0146

2-5 関係法令・省エネ法制 > 建築物省エネ法・省エネ基準・手続 | 難易度：標準

非住宅建築物の一次エネルギー消費性能の基本的な適合関係として、最も適切なものはどれか。

- ア．設備効率に関係なく、延べ面積だけで省エネ適合が自動決定する。
- イ．設計一次エネルギー消費量は基準値より大きいほど省エネ性能が高い。
- ウ．一次エネルギー消費量は建築物省エネ基準では評価しない。
- エ．設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量以下となるようにする。

答え・解説

正答：エ

ア：空調・換気・照明・給湯・昇降機等の設計条件や効率が一次エネルギー消費量に影響する。
イ：一般に設計一次エネルギー消費量が小さいほど省エネ性能は高い。
ウ：非住宅の省エネ性能評価の中心指標である。
エ：BEIの基本は、設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した比で評価し、基準値以下とする考え方である。

総合解説：BEIは設備設計と直結する。単に機器単体効率を見るのではなく、建築物全体の一次エネルギー性能として評価する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0147

2-5 関係法令・省エネ法制 > 建築物省エネ法・省エネ基準・手続 | 難易度：標準

ある非住宅建築物で、BEI算定対象となる設計一次エネルギー消費量が800GJ/年、基準一次エネルギー消費量が1,000GJ/年である。このときBEIはいくらか。

- ア．0.80（定義式と与条件から算定）
- イ．1.25（比・関係を逆向きに扱う）
- ウ．800（別の物理量・指標として扱う）
- エ．0.20（比・除算の関係で扱う）

答え・解説

正答：ア

ア：BEI＝設計一次エネルギー消費量÷基準一次エネルギー消費量なので、 $800 \div 1,000 = 0.80$ である。

イ：基準÷設計と逆に計算した値である。

ウ：単位付きの設計一次エネルギー消費量そのものであり、無次元のBEIではない。

エ： $1 - 800/1000$ を計算した値であり、BEIそのものではない。

総合解説：BEIは、その他一次エネルギー消費量を控除した設計一次エネルギー消費量と基準一次エネルギー消費量の比で評価する。値が小さいほど基準に対する一次エネルギー消費量が少ない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0148

2-5 関係法令・省エネ法制 > 建築物省エネ法・省エネ基準・手続 | 難易度：標準

令和8年建築設備士試験の法令基準日である2026年1月1日時点で、床面積2,000㎡以上の大規模非住宅建築物のうち「事務所等」に適用される一次エネルギー消費性能のBEI水準として、正しいものはどれか。

- ア．1.00（別の前提条件を仮定）〔甲案〕
- イ．0.80（設問対象の法令・基準を適用）〔乙候補〕
- ウ．0.60（別の基準水準を当てはめる）〔丙パターン〕
- エ．1.20（別の前提条件を仮定・基準）〔丁比較値〕

答え・解説

正答：イ

ア：2,000㎡未満の中・小規模非住宅では2026年1月1日時点の基本水準として1.00が残るが、大規模事務所等は0.80である。

イ：大規模非住宅（2,000㎡以上）は2024年4月から用途別に基準が引き上げられ、事務所等・学校等・ホテル等・百貨店等はBEI 0.80が基準水準である。

ウ：0.60は誘導基準等で現れる水準であり、この設問の大規模事務所等の省エネ基準値ではない。

エ：省エネ基準の用途別水準ではない。

総合解説：法令・基準は施行時点を必ず確認する。2026年1月1日時点では、大規模非住宅の用途別引上げは施行済みである。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0149

2-5 関係法令・省エネ法制 > 建築物省エネ法・省エネ基準・手続 | 難易度：応用

令和8年建築設備士試験の法令基準日である2026年1月1日時点で、床面積1,500㎡の中規模非住宅建築物について、一般的な一次エネルギー消費性能のBEI基準水準として正しいものはどれか。

- ア．0.80（別の前提条件を仮定・基準・大きめ側の候補値を採用）〔甲案〕
- イ．0.60（別の前提条件を仮定・基準・最小側の候補値を採用）〔乙候補〕
- ウ．1.00（設問対象の法令・基準を適用）〔丙パターン〕
- エ．0.75（別の前提条件を仮定・基準・小さめ側の候補値を採用）〔丁比較値〕

答え・解説

正答：ウ

ア：大規模事務所等の基準や2026年度の中規模引上げ後に現れるが、2026年1月1日時点の中規模一般基準は1.00である。

イ：誘導基準等で用いられる水準であり、2026年1月1日時点の1,500㎡非住宅の一般基準ではない。

ウ：2026年1月1日時点では、2,000㎡未満の中・小規模非住宅の省エネ基準水準は原則BEI 1.00である。中規模非住宅の用途別0.75～0.85への引上げは2026年度からの予定であり、試験基準日には未施行である。

エ：工場等の大規模基準や2026年度の中規模引上げ後に現れる水準で、試験基準日には一般化できない。

総合解説：「2026年度に施行される予定の基準」と「2026年1月1日に施行済みの基準」を混同しない。法令資格では試験基準日が優先される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0150

2-5 関係法令・省エネ法制 > 建築物省エネ法・省エネ基準・手続 | 難易度：応用

省エネ基準適合性判定（省エネ適判）と省エネ基準適合義務の関係として、最も適切なものはどれか。

- ア．省エネ適判は消防法上の危険物許可と同じ手続である。
- イ．省エネ適判を受ける建築物は建築確認を受けることが禁止される。
- ウ．省エネ適判が省略されれば、省エネ基準に不適合でもよい。
- エ．仕様基準を用いるなど審査が比較的容易で省エネ適判が省略される場合でも、基準適合そのものが不要になるわけではない。

答え・解説

正答：エ

ア：根拠法令・目的が異なる。

イ：省エネ適合確認と建築確認は連携して行われる制度であり、禁止関係ではない。

ウ：手続の省略は基準適合義務の免除を意味しない。

エ：手続として省エネ適判を省略できる場合と、実体的な省エネ基準適合義務は区別する必要がある。

総合解説：試験では「基準への適合」と「適合を確認する手続」を分けて読むことが重要である。手続省略＝性能要件の免除ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01